

◎地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係告示の整備等に関する告示

新旧対照条文

○障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号）新旧対照表 ↓ 別シート

（傍線部分は改正部分）

○健康保険法施行規則第九十八条第十一号及び船員保険法施行規則第八十六条第十二号の規定に基づき厚生労働大臣が定める医療に関する給付（昭和五十九年厚生省告示第五百五十五号）新旧対照表（第二第一号）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>一・二（略）</p> <p>三 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十八条第二項の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第五条第六項の厚生労働省令で定める施設又は指定医療機関における医療の給付</p> <p>四〇十三（略）</p>	<p>一・二（略）</p> <p>三 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十八条第二項の障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第五条第六項の厚生労働省令で定める施設又は指定医療機関における医療の給付</p> <p>四〇十三（略）</p>

○健康保険法施行規則第六十六条第一項第八号及び第七百七条第十号並びに船員保険法施行規則第九十六条第一項第八号及び第九十七条第十号の規定に基づき厚生労働大臣が定める医療に関する給付（昭和五十九年厚生省告示第百五十七号）新旧対照表（第二第二号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>一〇三（略）</p> <p>四 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十八条第二項の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五条第六項の厚生労働省令で定める施設又は指定医療機関における医療の給付</p> <p>五〇十四（略）</p>	<p>一〇三（略）</p> <p>四 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十八条第二項の障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第五条第六項の厚生労働省令で定める施設又は指定医療機関における医療の給付</p> <p>五〇十四（略）</p>

○社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則第三条第一号ヲ及び第五条第十四号イ、社会福祉士介護福祉士学校指定規則第三条第一号ヲ及び第五条第十四号イ並びに社会福祉に関する科目を定める省令第四条第六号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める施設及び事業（昭和六十二年厚生省告示第二百二号）新旧対照表（第二第二号）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>1 社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則（昭和六十二年厚生省令第五十号。以下「養成施設規則」という。）第三条第一号ヲ、社会福祉士介護福祉士学校指定規則（平成二十年／文部科学省／厚生労働省／令第二号。以下「学校規則」という。）第三条第一号ヲ及び社会福祉に関する科目を定める省令（平成二十年／文部科学省／厚生労働省／令第三号）第四条第六号に規定する厚生労働大臣が別に定める施設又は事業は、次に掲げる施設又は事業とする。</p> <p>一〇十五（略）</p> <p>十六 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）に規定する障害者支援施設、福祉ホーム及び地域活動支援センター並びに障害福祉サービス事業のうち療養介護、生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援、共同生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援及び共同生活援助を行う事業並びに一般相談支援事業又は特定相談支援事業</p> <p>十七 高齢者又は身体障害者に対し老人福祉法第十条の四第一項第二号に規定する便宜又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律附則第八条第一項第六号に規定する障害者デイサービスのうち同法附則第三十四条の規定による改正前の身体障害者福祉法第四条の二第三項に規定する身体障害者デイサービスを提供し、あわせて高齢者、身体障害者等に対する食事の提</p>	<p>1 社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則（昭和六十二年厚生省令第五十号。以下「養成施設規則」という。）第三条第一号ヲ、社会福祉士介護福祉士学校指定規則（平成二十年／文部科学省／厚生労働省／令第二号。以下「学校規則」という。）第三条第一号ヲ及び社会福祉に関する科目を定める省令（平成二十年／文部科学省／厚生労働省／令第三号）第四条第六号に規定する厚生労働大臣が別に定める施設又は事業は、次に掲げる施設又は事業とする。</p> <p>一〇十五（略）</p> <p>十六 障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）に規定する障害者支援施設、福祉ホーム及び地域活動支援センター並びに障害福祉サービス事業のうち療養介護、生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援、共同生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援及び共同生活援助を行う事業並びに一般相談支援事業又は特定相談支援事業</p> <p>十七 高齢者又は身体障害者に対し老人福祉法第十条の四第一項第二号に規定する便宜又は障害者自立支援法附則第八条第一項第六号に規定する障害者デイサービスのうち同法附則第三十四条の規定による改正前の身体障害者福祉法第四条の二第三項に規定する身体障害者デイサービスを提供し、あわせて高齢者、身体障害者等に対する食事の提供その他の福祉サービスで地域住民が行うも</p>

供その他の福祉サービスで地域住民が行うものを提供するための施設

十八 (略)

2 養成施設規則第五条第十四号イ及び学校規則第五条第十四号イに規定する厚生労働大臣が別に定めるものは、次に掲げるものとする。

一〇五 (略)

六 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する障害者支援施設及び地域活動支援センター並びに障害福祉サービス事業及び移動支援事業

七・八 (略)

のを提供するための施設

十八 (略)

2 養成施設規則第五条第十四号イ及び学校規則第五条第十四号イに規定する厚生労働大臣が別に定めるものは、次に掲げるものとする。

一〇五 (略)

六 障害者自立支援法に規定する障害者支援施設及び地域活動支援センター並びに障害福祉サービス事業及び移動支援事業

七・八 (略)

○健康保険法施行規則第六十六条第二項第三号及び第九百八条第七号並びに船員保険法施行規則第九十六条第二項第三号及び第九十八条第五号の規定に基づき厚生労働大臣が定める医療に関する給付（平成六年厚生省告示第三百一号）新旧対照表（第二第四号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>一・二（略）</p> <p>三 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十八条第二項の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第五条第六項の厚生労働省令で定める施設又は指定医療機関における医療の給付</p> <p>四〇十三（略）</p>	<p>一・二（略）</p> <p>三 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十八条第二項の障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第五条第六項の厚生労働省令で定める施設又は指定医療機関における医療の給付</p> <p>四〇十三（略）</p>

○精神保健福祉士短期養成施設等及び精神保健福祉士一般養成施設等指定規則第三条第一項第十号及び精神障害者の保健及び福祉に関する科目を定める省令第一条第七項の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める施設及び事業（平成十年厚生省告示第十号）新旧対照表（第二第五号）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>一（略）</p> <p>二 市役所、区役所又は町村役場（精神障害者（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第四条第一項に規定する精神障害者をいう。以下同じ。）に対してサービスを提供する部署に限る。）</p> <p>三十三（略）</p> <p>十四 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する障害福祉サービス事業（生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援、共同生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援又は共同生活援助を行うものに限る。）、一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う施設、障害者支援施設、地域活動支援センター又は福祉ホーム（いずれも精神障害者に対してサービスを提供するものに限る。）</p> <p>十五（略）</p>	<p>一（略）</p> <p>二 市役所、区役所又は町村役場（精神障害者（障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第四条第一項に規定する精神障害者をいう。以下同じ。）に対してサービスを提供する部署に限る。）</p> <p>三十三（略）</p> <p>十四 障害者自立支援法に規定する障害福祉サービス事業（生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援、共同生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援又は共同生活援助を行うものに限る。）、一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う施設、障害者支援施設、地域活動支援センター又は福祉ホーム（いずれも精神障害者に対してサービスを提供するものに限る。）</p> <p>十五（略）</p>

○厚生労働大臣の定める医療法人が行うことができる社会福祉事業（平成十年厚生省告示第十五号）新旧対照表（第二第六号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>1 医療法第四十二条の二第二項に規定する社会医療法人については次に掲げる事業</p> <p>一 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第二条第二項に規定する第一種社会福祉事業のうち次に掲げるもの</p> <p>イ〜ハ （略）</p> <p>ニ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）に規定する障害者支援施設を経営する事業</p> <p>ホ・ヘ （略）</p> <p>二 社会福祉法第二条第三項に規定する第二種社会福祉事業のうち次に掲げるもの</p> <p>イ〜ニ （略）</p> <p>ホ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する障害福祉サービス事業、一般相談支援事業、特定相談支援事業又は移動支援事業及び同法に規定する地域活動支援センター又は福祉ホームを経営する事業</p> <p>ヘ〜ヲ （略）</p> <p>2 （略）</p>	<p>1 医療法第四十二条の二第二項に規定する社会医療法人については次に掲げる事業</p> <p>一 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第二条第二項に規定する第一種社会福祉事業のうち次に掲げるもの</p> <p>イ〜ハ （略）</p> <p>ニ 障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）に規定する障害者支援施設を経営する事業</p> <p>ホ・ヘ （略）</p> <p>二 社会福祉法第二条第三項に規定する第二種社会福祉事業のうち次に掲げるもの</p> <p>イ〜ニ （略）</p> <p>ホ 障害者自立支援法に規定する障害福祉サービス事業、一般相談支援事業、特定相談支援事業又は移動支援事業及び同法に規定する地域活動支援センター又は福祉ホームを経営する事業</p> <p>ヘ〜ヲ （略）</p> <p>2 （略）</p>

○障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第二十二條第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金の額等を定める件（平成十五年厚生労働省告示第二百四十二号）新旧対照表（第二第七号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>第一条（略）</p> <p>第二条 施行規則第二十二條第一項に規定する事業主が次の各号のい ずれかに該当する場合における前条第一号の規定の適用については 、同号中「三分の二」とあるのは「四分の三」とする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 施行規則第二十二條第一項に規定する事業主であつて、かつ、 事業施設等の設置又は整備に伴い施行規則第二十二條第一項第一 号に規定する重度障害者等（以下単に「重度障害者等」という。 ）のうち、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第二十二 條に規定する社会福祉法人の運営する施設（主として重度障害者 等を対象とする施設として機構が別に定めるものに限る。）に入 所しているもの、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援 するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第五条第十四項 に規定する就労移行支援又は同条第十五項に規定する就労継続支 援（機構が別に定めるものを除く。）を利用してゐる精神障害者 及び職業生活を営むことが特に困難である重度障害者等として機 構が別に定めるものを機構が別に定める数以上雇ひ入れる場合</p> <p>第三条・第四条（略）</p>	<p>第一条（略）</p> <p>第二条 施行規則第二十二條第一項に規定する事業主が次の各号のい ずれかに該当する場合における前条第一号の規定の適用については 、同号中「三分の二」とあるのは「四分の三」とする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 施行規則第二十二條第一項に規定する事業主であつて、かつ、 事業施設等の設置又は整備に伴い施行規則第二十二條第一項第一 号に規定する重度障害者等（以下単に「重度障害者等」という。 ）のうち、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第二十二 條に規定する社会福祉法人の運営する施設（主として重度障害者 等を対象とする施設として機構が別に定めるものに限る。）に入 所しているもの、障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三 号）第五条第十四項に規定する就労移行支援又は同条第十五項に 規定する就労継続支援（機構が別に定めるものを除く。）を利用 してゐる精神障害者及び職業生活を営むことが特に困難である重 度障害者等として機構が別に定めるものを機構が別に定める数以 上雇ひ入れる場合</p> <p>第三条・第四条（略）</p>

○障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第二十一条の三第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める障害者能力開発助成金の額等を定める件（平成十五年厚生労働省告示第三百四十三号）新旧対照表（第二第八号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>第一条 障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則（以下「施行規則」という。）第二十二条の三第一項に規定する障害者能力開発助成金（以下「助成金」という。）の額は、次の各号に掲げる助成金の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 施行規則第二十二条の三第一項第二号に該当する事業主等に対して支給する助成金 次に掲げる額の合計額</p> <p>イ 機構が別に定める基準に従って算定した障害者能力開発訓練の事業の運営に要する費用の額を当該障害者能力開発訓練を受講する障害者（施行規則第十八条第一項に規定する障害者をいう。以下同じ。）の総数で除して得た額（以下「一人当たり運営費用額」という。）に四分の三を乗じて得た額（その額が一月につき十六万円を超えるときは、十六万円）に当該障害者能力開発訓練を受講する障害者（雇入れに係る施行規則第二十二条第一項第一号イに規定する重度障害者等（以下単に「重度障害者等」という。）のうち社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第二十二条に規定する社会福祉法人の運営する施設（主として重度障害者等を対象とする施設として機構が別に定めるものに限る。）に入所しているもの、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第五条第十四項に規定する就労移行支援又は同条第十五項に規定する就労継続支援（機構が別に定めるものを除く</p>	<p>第一条 障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則（以下「施行規則」という。）第二十二条の三第一項に規定する障害者能力開発助成金（以下「助成金」という。）の額は、次の各号に掲げる助成金の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 施行規則第二十二条の三第一項第二号に該当する事業主等に対して支給する助成金 次に掲げる額の合計額</p> <p>イ 機構が別に定める基準に従って算定した障害者能力開発訓練の事業の運営に要する費用の額を当該障害者能力開発訓練を受講する障害者（施行規則第十八条第一項に規定する障害者をいう。以下同じ。）の総数で除して得た額（以下「一人当たり運営費用額」という。）に四分の三を乗じて得た額（その額が一月につき十六万円を超えるときは、十六万円）に当該障害者能力開発訓練を受講する障害者（雇入れに係る施行規則第二十二条第一項第一号イに規定する重度障害者等（以下単に「重度障害者等」という。）のうち社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第二十二条に規定する社会福祉法人の運営する施設（主として重度障害者等を対象とする施設として機構が別に定めるものに限る。）に入所しているもの、障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第五条第十四項に規定する就労移行支援又は同条第十五項に規定する就労継続支援（機構が別に定めるものを除く。）を利用して</p>

。を利用している精神障害者及び職業生活を営むことが特に困難である重度障害者等として機構が別に定めるもの（以下「特別重度障害者等」という。）を除く。）の数を乗じて得た額

ロ（略）

四〇八（略）

第二条〇第四条（略）

を営むことが特に困難である重度障害者等として機構が別に定めるもの（以下「特別重度障害者等」という。）を除く。）の数を乗じて得た額

ロ（略）

四〇八（略）

第二条〇第四条（略）

○独立行政法人福祉医療機構法施行令第二条第二号の規定に基づき別に厚生労働大臣が定める事業（平成十八年厚生労働省告示第三百二号）新旧対照表（第二第九号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>一・二（略）</p> <p>三 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）にいう障害福祉サービス事業、一般相談支援事業、特定相談支援事業、移動支援事業及び同法にいう地域活動支援センター又は福祉ホームを経営する事業</p>	<p>一・二（略）</p> <p>三 障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）にいう障害福祉サービス事業、一般相談支援事業、特定相談支援事業、移動支援事業及び同法にいう地域活動支援センター又は福祉ホームを経営する事業</p>

○国民健康保険法施行規則第五条の五第十二号の規定に基づき厚生労働大臣が定める医療に関する給付（平成十八年厚生労働省告示第三百七十四号）
 新旧対照表（第二第十号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>一（略）</p> <p>二 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十八条第二項の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五条第六項の厚生労働省令で定める施設又は指定医療機関における医療の給付</p> <p>三〇九（略）</p>	<p>一（略）</p> <p>二 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十八条第二項の障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第五条第六項の厚生労働省令で定める施設又は指定医療機関における医療の給付</p> <p>三〇九（略）</p>

○補装具の種目、購入又は修理に要する費用の額の算定等に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第五百二十八号）新旧対照表（第二十一号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>1 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号。以下「法」という。）第五条第二十四項に規定する厚生労働大臣が定める補装具の種目は、義肢、装具、座位保持装置、盲人安全つえ、義眼、眼鏡、補聴器、車椅子、電動車椅子、座位保持椅子、起立保持具、歩行器、頭部保持具、排便補助具、歩行補助つえ及び重度障害者用意思伝達装置とし、次項から第五項までに定める基準以外の基準については、別表のとおりとする。ただし、障害の現症、生活環境等を特に考慮して市町村が費用を支給する補装具については、別表の規定にかかわらず、法第七十六条第三項の規定による身体障害者更生相談所その他厚生労働省令で定める機関の意見に基づき当該市町村が定めるものとする。</p> <p>2～5 （略）</p>	<p>1 障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号。以下「法」という。）第五条第二十四項に規定する厚生労働大臣が定める補装具の種目は、義肢、装具、座位保持装置、盲人安全つえ、義眼、眼鏡、補聴器、車椅子、電動車椅子、座位保持椅子、起立保持具、歩行器、頭部保持具、排便補助具、歩行補助つえ及び重度障害者用意思伝達装置とし、次項から第五項までに定める基準以外の基準については、別表のとおりとする。ただし、障害の現症、生活環境等を特に考慮して市町村が費用を支給する補装具については、別表の規定にかかわらず、法第七十六条第三項の規定による身体障害者更生相談所その他厚生労働省令で定める機関の意見に基づき当該市町村が定めるものとする。</p> <p>2～5 （略）</p>

○独立行政法人福祉医療機構法施行令第二条第四号の二に規定する厚生労働大臣が定めるサービス（平成十八年厚生労働省告示第五百八十五号）新旧対照表（第二十二号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>独立行政法人福祉医療機構法施行令（平成十五年政令第三百九十三号）第二条第四号の二に規定する厚生労働大臣が定めるサービスは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第五条第七項の生活介護、同条第九項の重度障害者等包括支援、同条第十三項の自立訓練、同条第十四項の就労移行支援又は同条第十五項の就労継続支援とする。</p>	<p>独立行政法人福祉医療機構法施行令（平成十五年政令第三百九十三号）第二条第四号の二に規定する厚生労働大臣が定めるサービスは、障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第五条第七項の生活介護、同条第九項の重度障害者等包括支援、同条第十三項の自立訓練、同条第十四項の就労移行支援又は同条第十五項の就労継続支援とする。</p>

○国民健康保険法施行規則第二十七条の十五第一項第八号の規定に基づき厚生労働大臣が定める医療に関する給付（平成十九年厚生労働省告示第三十四号）新旧対照表（第二第十三号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>一・二（略）</p> <p>三 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十八条第二項の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五条第六項の厚生労働省令で定める施設又は指定医療機関における医療の給付</p> <p>四〇十一（略）</p>	<p>一・二（略）</p> <p>三 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十八条第二項の障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第五条第六項の厚生労働省令で定める施設又は指定医療機関における医療の給付</p> <p>四〇十一（略）</p>

○国民健康保険法施行規則第二十七条の十五第二項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が定める医療に関する給付（平成十九年厚生労働省告示第三十五号）新旧対照表（第二第十四号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>一 (略)</p> <p>二 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十八条第二項の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五条第六項の厚生労働省令で定める施設又は指定医療機関における医療の給付</p> <p>三〇十 (略)</p>	<p>一 (略)</p> <p>二 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十八条第二項の障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第五条第六項の厚生労働省令で定める施設又は指定医療機関における医療の給付</p> <p>三〇十 (略)</p>

○医療提供体制の確保に関する基本方針（平成十九年厚生労働省告示第七十号）新旧対照表（第二第十五号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>この基本方針は、我が国の医療提供体制に対する国民の安心、信頼の確保に向けて、医療計画制度の中で医療機能の分化・連携を推進し、地域において切れ目のない医療の提供を実現することにより、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保（以下「医療提供体制の確保」という。）を図るための基本的な事項を示すものである。</p> <p>都道府県においては、この方針に即して、かつ、それぞれの地域の実情に即して、当該都道府県における医療提供体制の確保を図るための計画（以下「医療計画」という。）を定めるものとする。</p> <p>第一～第六（略）</p> <p>第七 その他医療提供体制の確保に関する重要事項</p> <p>医療計画及びこれに基づく具体的な施策を定めるに当たっては、健康増進法（平成十四年法律第三百三号）等医療関係各法や介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）等の規定及び次の方針等に配慮して定めるよう努めなければならない。</p> <p>1～5（略）</p> <p>6 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）に定める基本指針及び都道府県障害福祉計画</p>	<p>この基本方針は、我が国の医療提供体制に対する国民の安心、信頼の確保に向けて、医療計画制度の中で医療機能の分化・連携を推進し、地域において切れ目のない医療の提供を実現することにより、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保（以下「医療提供体制の確保」という。）を図るための基本的な事項を示すものである。</p> <p>都道府県においては、この方針に即して、かつ、それぞれの地域の実情に即して、当該都道府県における医療提供体制の確保を図るための計画（以下「医療計画」という。）を定めるものとする。</p> <p>第一～第六（略）</p> <p>第七 その他医療提供体制の確保に関する重要事項</p> <p>医療計画及びこれに基づく具体的な施策を定めるに当たっては、健康増進法（平成十四年法律第三百三号）等医療関係各法や介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）等の規定及び次の方針等に配慮して定めるよう努めなければならない。</p> <p>1～5（略）</p> <p>6 障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）に定める基本指針及び都道府県障害福祉計画</p>

○国民健康保険法施行規則第二十七条の十二第十一号の規定に基づき厚生労働大臣が定める医療に関する給付（平成二十年厚生労働省告示第二百三十八号）新旧対照表（第二第十六号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>一 (略)</p> <p>二 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十八条第二項の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五条第六項の厚生労働省令で定める施設又は指定医療機関における医療の給付</p> <p>三〇十 (略)</p>	<p>一 (略)</p> <p>二 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十八条第二項の障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第五条第六項の厚生労働省令で定める施設又は指定医療機関における医療の給付</p> <p>三〇十 (略)</p>

○厚生労働省関係構造改革特別区域法第二十四条に規定する政令等規制事業に係る告示の特例に関する措置（平成二十二年厚生労働省告示第三百四十号）新旧対照表（第二第十七号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域法（平成十四年法律第八十九号。以下「法」という。）第二条第一項に規定する構造改革特別区域内において、サービス管理責任者（指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等（平成十八年厚生労働省告示第五百四十四号。以下「サービス管理責任者資格要件告示」という。）に規定する「サービス管理責任者」をいう。以下同じ。）の確保が困難であるため障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第五条第一項に規定する障害福祉サービスの提供が困難であると認めた場合（当該構造改革特別区域の属する都道府県の知事が、当該構造改革特別区域内において、サービス管理責任者の確保が困難であるため障害福祉サービスの提供が困難であると認めた場合に限る。）に、当該地方公共団体が法第四条第九項の内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該地方公共団体は、当該認定の日以後は、当該認定に係る構造改革特別区域に所在する事業所又は施設において、サービス管理責任者の資格要件弾力化事業（当該事業所又は施設により行われる障害福祉サービスに係るサービス管理責任者の資格要件を弾力化する事業をいう。）を実施することができる。この場合において、サービス管理責任者資格要件告示第一号イ(1)中「五年以上」とあるのは「三年以上」と、「十年以上」とあるのは「五年以上」とする。</p>	<p>地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域法（平成十四年法律第八十九号。以下「法」という。）第二条第一項に規定する構造改革特別区域内において、サービス管理責任者（指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等（平成十八年厚生労働省告示第五百四十四号。以下「サービス管理責任者資格要件告示」という。）に規定する「サービス管理責任者」をいう。以下同じ。）の確保が困難であるため障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第五条第一項に規定する障害福祉サービスの提供が困難であると認めた場合（当該構造改革特別区域の属する都道府県の知事が、当該構造改革特別区域内において、サービス管理責任者の確保が困難であるため障害福祉サービスの提供が困難であると認めた場合に限る。）に、当該地方公共団体が法第四条第九項の内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該地方公共団体は、当該認定の日以後は、当該認定に係る構造改革特別区域に所在する事業所又は施設において、サービス管理責任者の資格要件弾力化事業（当該事業所又は施設により行われる障害福祉サービスに係るサービス管理責任者の資格要件を弾力化する事業をいう。）を実施することができる。この場合において、サービス管理責任者資格要件告示第一号イ(1)中「五年以上」とあるのは「三年以上」と、「十年以上」とあるのは「五年以上」とする。</p>

○障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの（平成二十四年厚生労働省告示第二百三十号）新旧対照表（第二十八号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和二十三年厚生省令第六十三号。以下「設備運営基準」という。）第四十九条第一項の規定に基づき、障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの（以下「児童発達支援管理責任者」という。）は一及び二に定める要件を満たす者とする。</p> <p>一 イ及びロの期間が通算して五年以上である者、ハの期間が通算して十年以上である者並びにイからハまでの期間が通算して三年以上かつニの期間が通算して五年以上である者（以下「実務経験者」という。）であること。</p> <p>イ (1)から(6)までに掲げる者が、身体上若しくは精神上的の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の日常生活の自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の支援を行う業務（以下「相談支援の業務」という。）その他これに準ずる業務に従事した期間</p> <p>(1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第七十七条第一項及び第七十八条第一項に規定する地域生活支援事業、同法附則第二十六条の規定による改正前の児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第六条の二第一項に規定する障害児相談支援事業、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律附則第三十五条の規定による改正前の身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第四条の二第一項に規定する身体</p>	<p>児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和二十三年厚生省令第六十三号。以下「設備運営基準」という。）第四十九条第一項の規定に基づき、障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの（以下「児童発達支援管理責任者」という。）は一及び二に定める要件を満たす者とする。</p> <p>一 イ及びロの期間が通算して五年以上である者、ハの期間が通算して十年以上である者並びにイからハまでの期間が通算して三年以上かつニの期間が通算して五年以上である者（以下「実務経験者」という。）であること。</p> <p>イ (1)から(6)までに掲げる者が、身体上若しくは精神上的の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の日常生活の自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の支援を行う業務（以下「相談支援の業務」という。）その他これに準ずる業務に従事した期間</p> <p>(1) 障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第七十七条第一項及び第七十八条第一項に規定する地域生活支援事業、同法附則第二十六条の規定による改正前の児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第六条の二第一項に規定する障害児相談支援事業、障害者自立支援法附則第三十五条の規定による改正前の身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第四条の二第一項に規定する身体障害者相談支援事業、障害者自立支援法附則第五十二条の規定による改正前の知的障害者</p>

障害者相談支援事業、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律附則第五十二条の規定による改正前の知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第四条に規定する知的障害者相談支援事業その他これらに準ずる事業の従事者

(2) 児童相談所、身体障害者福祉法第十一条第二項に規定する身体障害者更生相談所、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律附則第四十六条の規定による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）第五十条の二第二項に規定する精神障害者社会復帰施設、知的障害者福祉法第十二条第二項に規定する知的障害者更生相談所、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第十四条第一項に規定する福祉に関する事務所、発達障害者支援法（平成十六年法律第六十七号）第十四条第一項に規定する発達障害者支援センターその他これらに準ずる施設の従業者又はこれに準ずる者

(3) 障害児入所施設、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第十二項に規定する障害者支援施設（以下「障害者支援施設」という。）、老人福祉法（昭和三十八年法律第三十三号）第五条の三に規定する老人福祉施設（以下「老人福祉施設」という。）、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第六条第一項に規定する精神保健福祉センター、生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第三十八条第二項に規定する救護施設及び同条第三項に規定する更生施設、介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第八条第二十七項に規定する介護老人保健施設（以下「介護老人保健施設」という。）、同法第一百五十五条の四十六第一項に規定する地域包括支援

福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第四条に規定する知的障害者相談支援事業その他これらに準ずる事業の従事者

(2) 児童相談所、身体障害者福祉法第十一条第二項に規定する身体障害者更生相談所、障害者自立支援法附則第四十六条の規定による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）第五十条の二第二項に規定する精神障害者社会復帰施設、知的障害者福祉法第十二条第二項に規定する知的障害者更生相談所、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第十四条第一項に規定する福祉に関する事務所、発達障害者支援法（平成十六年法律第六十七号）第十四条第一項に規定する発達障害者支援センターその他これらに準ずる施設の従業者又はこれに準ずる者

(3) 障害児入所施設、障害者自立支援法第五条第十二項に規定する障害者支援施設（以下「障害者支援施設」という。）、老人福祉法（昭和三十八年法律第三十三号）第五条の三に規定する老人福祉施設（以下「老人福祉施設」という。）、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第六条第一項に規定する精神保健福祉センター、生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第三十八条第二項に規定する救護施設及び同条第三項に規定する更生施設、介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第八条第二十七項に規定する介護老人保健施設（以下「介護老人保健施設」という。）、同法第一百五十五条の四十六第一項に規定する地域包括支援センターその他これらに準ずる施設の従業者

センターその他これらに準ずる施設の従業者又はこれに準ずる者

(4) (6) (略)

ロ (1)から(6)までに掲げる者であつて、社会福祉法第十九条第一項各号のいずれかに該当するもの、相談支援の業務に関する基礎的な研修を修了する等により相談支援の業務を行うために必要な知識及び技術を修得したものと認められるもの、保育士、設備運営基準第四十三条各号のいずれかに該当するもの又は障害者自立支援法の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（平成十八年厚生労働省令第六十九号）による廃止前の精神障害者社会復帰施設の設備及び運営に関する基準（平成十二年厚生省令第八十七号）第十七条第二項各号のいずれかに該当するもの（以下「社会福祉主事任用資格者等」という。）が、身体上又は精神上的の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者につき、入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行う業務その他職業訓練又は職業教育に係る業務（以下「直接支援の業務」という。）に従事した期間

(1) (略)

(2) 障害児通所支援事業、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第一項に規定する障害福祉サービス事業、老人福祉法第五条の二第二項に規定する老人居宅介護等事業その他これらに準ずる事業の従事者又はこれに準ずる者

(3) (6) (略)

ハ・ニ (略)

二〇五 (略)

又はこれに準ずる者

(4) (6) (略)

ロ (1)から(6)までに掲げる者であつて、社会福祉法第十九条第一項各号のいずれかに該当するもの、相談支援の業務に関する基礎的な研修を修了する等により相談支援の業務を行うために必要な知識及び技術を修得したものと認められるもの、保育士、設備運営基準第四十三条各号のいずれかに該当するもの又は障害者自立支援法の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（平成十八年厚生労働省令第六十九号）による廃止前の精神障害者社会復帰施設の設備及び運営に関する基準（平成十二年厚生省令第八十七号）第十七条第二項各号のいずれかに該当するもの（以下「社会福祉主事任用資格者等」という。）が、身体上又は精神上的の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者につき、入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行う業務その他職業訓練又は職業教育に係る業務（以下「直接支援の業務」という。）に従事した期間

(1) (略)

(2) 障害児通所支援事業、障害者自立支援法第五条第一項に規定する障害福祉サービス事業、老人福祉法第五条の二第二項に規定する老人居宅介護等事業その他これらに準ずる事業の従事者又はこれに準ずる者

(3) (6) (略)

ハ・ニ (略)

二〇五 (略)

別表第二

(略)	(略)	(略)	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の概要並びに相談支援事業従事者の役割に関する講義	(略)
				(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

別表第二

(略)	(略)	(略)	障害者自立支援法及び児童福祉法の概要並びに相談支援事業従事者の役割に関する講義	(略)
				(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

改 正 案	現 行
<p>第一部・第二部（略）</p> <p>第三部 計画期間中の公共職業訓練の対象者数等</p> <p>公共職業訓練は、人材ニーズがありながら、民間で実施を期待し難い、又は実施していない職業訓練を実施することを原則とし、次に定めるとおり公共職業訓練を実施するものとする。</p> <p>一〇三（略）</p> <p>四 障害者に対する公共職業訓練の対象者数等</p> <p>(1)・(2)（略）</p> <p>(3) 効果的な障害者に対する公共職業訓練の実施のための取組 障害者の就業ニーズ及び企業の人材ニーズを踏まえ、訓練科の見直しを行うものとする。障害者に対する公共職業訓練の訓練科のうち、定員の充足状況や修了者の就職実績が低調なものについては、その原因の把握及び分析を行った上で、その内容等の見直しを図るほか、当該公共職業訓練の受講者に対し、公共職業安定所等との連携強化の下、当該公共職業訓練の開始時から計画的な就職支援を実施し、就職率の向上を図るものとする。</p> <p>また、障害者の福祉から就労への移行を促進するため、都道府県障害福祉計画（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二十三号）第八十九条の規定に基づき、都道府県が定める計画をいう。）を踏まえ、障害者福祉施策と密接な連携を図るものとする。</p> <p>第四部（略）</p>	<p>第一部・第二部（略）</p> <p>第三部 計画期間中の公共職業訓練の対象者数等</p> <p>公共職業訓練は、人材ニーズがありながら、民間で実施を期待し難い、又は実施していない職業訓練を実施することを原則とし、次に定めるとおり公共職業訓練を実施するものとする。</p> <p>一〇三（略）</p> <p>四 障害者に対する公共職業訓練の対象者数等</p> <p>(1)・(2)（略）</p> <p>(3) 効果的な障害者に対する公共職業訓練の実施のための取組 障害者の就業ニーズ及び企業の人材ニーズを踏まえ、訓練科の見直しを行うものとする。障害者に対する公共職業訓練の訓練科のうち、定員の充足状況や修了者の就職実績が低調なものについては、その原因の把握及び分析を行った上で、その内容等の見直しを図るほか、当該公共職業訓練の受講者に対し、公共職業安定所等との連携強化の下、当該公共職業訓練の開始時から計画的な就職支援を実施し、就職率の向上を図るものとする。</p> <p>また、障害者の福祉から就労への移行を促進するため、都道府県障害福祉計画（障害者自立支援法（平成十七年法律第二十三号）第八十九条の規定に基づき、都道府県が定める計画をいう。）を踏まえ、障害者福祉施策と密接な連携を図るものとする。</p> <p>第四部（略）</p>

○独立行政法人福祉医療機構法施行令第二条第四号に規定する厚生労働大臣が定めるサービス（平成二十四年厚生労働省告示第三百二十八号）新旧対照表（第二第二十号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>独立行政法人福祉医療機構法施行令（平成十五年政令第三百九十三号）第二条第四号に規定する厚生労働大臣が定めるサービスは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五条第二項の居宅介護、同条第三項の重度訪問介護、同条第七項の生活介護、同条第八項の短期入所、同条第九項の重度障害者等包括支援、同条第十項の共同生活介護、同条第十三項の自立訓練、同条第十四項の就労移行支援、同条第十五項の就労継続支援又は同条第十六項の共同生活援助とする。</p>	<p>独立行政法人福祉医療機構法施行令（平成十五年政令第三百九十三号）第二条第四号に規定する厚生労働大臣が定めるサービスは、障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第五条第二項の居宅介護、同条第三項の重度訪問介護、同条第七項の生活介護、同条第八項の短期入所、同条第九項の重度障害者等包括支援、同条第十項の共同生活介護、同条第十三項の自立訓練、同条第十四項の就労移行支援、同条第十五項の就労継続支援又は同条第十六項の共同生活援助とする。</p>

○生活保護法による保護の基準（昭和三十八年厚生省告示第百五十八号）新旧対照表（第三一号）

（傍線部分は改正部分）

改正案		現行	
別表第1 生活扶助基準 第1章 基準生活費 1・2 (略)	3 職業能力開発校附属宿泊施設等に入所又は寄宿している者についての特例 次の表の左欄に掲げる施設に入所又は寄宿している者（特別支援学校に附属する寄宿舎に寄宿している者にあつては、これらの学校の高等部の別科に就学する場合に限る。）に係る基準生活費の額は、1の規定にかかわらず、それぞれ同表の右欄に掲げる額とする。	別表第1 生活扶助基準 第1章 基準生活費 1・2 (略)	3 職業能力開発校附属宿泊施設等に入所又は寄宿している者についての特例 次の表の左欄に掲げる施設に入所又は寄宿している者（特別支援学校に附属する寄宿舎に寄宿している者にあつては、これらの学校の高等部の別科に就学する場合に限る。）に係る基準生活費の額は、1の規定にかかわらず、それぞれ同表の右欄に掲げる額とする。
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設 <u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律</u> （平成17年法律第123号）第5条第13項に規定する障害者支援施設 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第42条第1号に規定する福祉型障害児入所施設	(略)	独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設 <u>障害者自立支援法</u> （平成17年法律第123号）第5条第13項に規定する障害者支援施設 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第42条第1号に規定する福祉型障害児入所施設	(略)

(略)	(略)
<p>第2章 加算</p> <p>1 (略)</p> <p>2 障害者加算</p> <p>(1) 加算額 (月額)</p> <p>(注) 社会福祉施設とは保護施設、<u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律</u>第5条第13項に規定する障害者支援施設、児童福祉法第42条第1号に規定する福祉型障害児入所施設又は老人福祉法(昭和38年法律第133号)にいう老人福祉施設をいい、介護施設とは介護保険法(平成9年法律第123号)にいう介護保険施設をいうものであること(以下同じ。)</p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p>3～9 (略)</p> <p>第3章 (略)</p>	<p>第2章 加算</p> <p>1 (略)</p> <p>2 障害者加算</p> <p>(1) 加算額 (月額)</p> <p>(注) 社会福祉施設とは保護施設、<u>障害者自立支援法</u>第5条第13項に規定する障害者支援施設、児童福祉法第42条第1号に規定する福祉型障害児入所施設又は老人福祉法(昭和38年法律第133号)にいう老人福祉施設をいい、介護施設とは介護保険法(平成9年法律第123号)にいう介護保険施設をいうものであること(以下同じ。)</p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p>3～9 (略)</p> <p>第3章 (略)</p>

○心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律第八十三条第二項の規定による医療に要する費用の額の算定方法(平成十七年厚生労働告示第三百六十五号) 新旧対照表(第二二号)

(傍線部分は改正部分)

改 正 案	現 行
<p>別表 医療観察診療報酬点数表 第1章 (略) 第2章 医療観察精神科専門療法 通則</p> <p>医療観察精神科専門療法に当たって対象者に対して薬剤を使用した場合は、各区分により算定した点数及び薬剤料の所定点数を合算した点数により算定する。</p> <p>1～10 (略)</p> <p>11 医療観察精神科訪問看護・指導料 注1 (略) 注2 医療観察精神科訪問看護・指導料(Ⅱ)については、通院対象者であつて、<u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律</u>(平成17年法律第123号)に規定する障害福祉サービスを行う施設及び福祉ホームに入所している複数のものに対して、指定通院医療機関(令第1条各号に掲げるものを除く。)の保健師等を訪問させて、同時に看護又は療養上必要な指導を行わせた場合に算定する。</p> <p>注3～13 (略) 12～14 (略) 第3章 医療観察訪問看護 通則</p>	<p>別表 医療観察診療報酬点数表 第1章 (略) 第2章 医療観察精神科専門療法 通則</p> <p>医療観察精神科専門療法に当たって対象者に対して薬剤を使用した場合は、各区分により算定した点数及び薬剤料の所定点数を合算した点数により算定する。</p> <p>1～10 (略)</p> <p>11 医療観察精神科訪問看護・指導料 注1 (略) 注2 医療観察精神科訪問看護・指導料(Ⅱ)については、通院対象者であつて、<u>障害者自立支援法</u>(平成17年法律第123号)に規定する障害福祉サービスを行う施設及び福祉ホームに入所している複数のものに対して、指定通院医療機関(令第1条各号に掲げるものを除く。)の保健師等を訪問させて、同時に看護又は療養上必要な指導を行わせた場合に算定する。</p> <p>注3～13 (略) 12～14 (略) 第3章 医療観察訪問看護 通則</p>

<p>訪問看護事業型指定通院医療機関が、医療観察訪問看護を行った場合、その費用は、1により算定される点数に2及び3により算定される点数を加えた点数とする。</p> <p>1 医療観察訪問看護基本料</p> <p>注1 (略)</p> <p>注2 医療観察訪問看護基本料(Ⅱ)については、通院対象者であつて、<u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律</u>に規定する障害福祉サービスを行う施設及び福祉ホームに入所している複数のものに対して、法第104条の処遇に関する実施計画や主治医の指示に基づき訪問看護事業型指定通院医療機関の看護師等が、訪問して同時に看護又は療養上必要な指導を行った場合に算定する。</p> <p>注3～13 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>第四章 (略)</p>	<p>訪問看護事業型指定通院医療機関が、医療観察訪問看護を行った場合、その費用は、1により算定される点数に2及び3により算定される点数を加えた点数とする。</p> <p>1 医療観察訪問看護基本料</p> <p>注1 (略)</p> <p>注2 医療観察訪問看護基本料(Ⅱ)については、通院対象者であつて、<u>障害者自立支援法</u>に規定する障害福祉サービスを行う施設及び福祉ホームに入所している複数のものに対して、法第104条の処遇に関する実施計画や主治医の指示に基づき訪問看護事業型指定通院医療機関の看護師等が、訪問して同時に看護又は療養上必要な指導を行った場合に算定する。</p> <p>注3～13 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>第四章 (略)</p>
--	--

改 正 案	現 行
<p>別表第一</p> <p>医科診療報酬点数表</p> <p>第1章 (略)</p> <p>第2章 特掲診療料</p> <p>第1部 医学管理等</p> <p>区分</p> <p>B000～B008 (略)</p> <p>B009 診療情報提供料(Ⅰ) 250点</p> <p>注1～3 (略)</p> <p>4 保険医療機関が、<u>要</u>神障害者である患者であつて、<u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律</u>（平成17年法律第123号）に規定する障害福祉サービスを行う施設又は福祉ホーム（以下「精神障害者施設」という。）に入所している患者又は介護老人保健施設に入所している患者の同意を得て、当該精神障害者施設又は介護老人保健施設に対して、診療状況を示す文書を添えて、当該患者の社会復帰の促進に必要な情報を提供した場合に、患者1人につき月1回に限り算定する。</p> <p>5～12 (略)</p> <p>B010～B018 (略)</p> <p>第2部～第13部 (略)</p>	<p>別表第一</p> <p>医科診療報酬点数表</p> <p>第1章 (略)</p> <p>第2章 特掲診療料</p> <p>第1部 医学管理等</p> <p>区分</p> <p>B000～B008 (略)</p> <p>B009 診療情報提供料(Ⅰ) 250点</p> <p>注1～3 (略)</p> <p>4 保険医療機関が、<u>要</u>神障害者である患者であつて、<u>障害者自立支援法</u>（平成17年法律第123号）に規定する障害福祉サービスを行う施設又は福祉ホーム（以下「精神障害者施設」という。）に入所している患者又は介護老人保健施設に入所している患者の同意を得て、当該精神障害者施設又は介護老人保健施設に対して、診療状況を示す文書を添えて、当該患者の社会復帰の促進に必要な情報を提供した場合に、患者1人につき月1回に限り算定する。</p> <p>5～12 (略)</p> <p>B010～B018 (略)</p> <p>第2部～第13部 (略)</p>

第3章・第4章 (略)

第3章・第4章 (略)

○訪問看護療養費に係る指定訪問看護の費用の額の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第六十七号）新旧対照表（第三第四号）
 （傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>別表 訪問看護療養費に係る指定訪問看護の費用の額の算定方法</p> <p>通則 1～3 (略)</p> <p>区分 01 (略)</p> <p>01—2 精神科訪問看護基本療養費（1日につき） 1～4 (略) 注1 (略)</p> <p>2 2については、指定訪問看護を受けようとする精神障害を有する者であつて、<u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律</u>（平成17年法律第123号）に規定する障害福祉サービスを行う施設又は福祉ホームに入所している複数のものに対して、それらの者の主治医から交付を受けた精神科訪問看護指示書及び精神科訪問看護計画書に基づき、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た訪問看護ステーションの保健師等（准看護師を除く。）が同時に指定訪問看護を行った場合に、週3日を限度として算定する。 3～12 (略)</p> <p>02～05 (略)</p>	<p>別表 訪問看護療養費に係る指定訪問看護の費用の額の算定方法</p> <p>通則 1～3 (略)</p> <p>区分 01 (略)</p> <p>01—2 精神科訪問看護基本療養費（1日につき） 1～4 (略) 注1 (略)</p> <p>2 2については、指定訪問看護を受けようとする精神障害を有する者であつて、<u>障害者自立支援法</u>（平成17年法律第123号）に規定する障害福祉サービスを行う施設又は福祉ホームに入所している複数のものに対して、それらの者の主治医から交付を受けた精神科訪問看護指示書及び精神科訪問看護計画書に基づき、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た訪問看護ステーションの保健師等（准看護師を除く。）が同時に指定訪問看護を行った場合に、週3日を限度として算定する。 3～12 (略)</p> <p>02～05 (略)</p>

○指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）療養担当規程（平成十八年厚生労働省告示第六十五号）新旧対照表（第四）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（指定自立支援医療機関の義務）</p> <p>第一条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成十八年政令第十号）第一条の二第一号に規定する育成医療（以下「育成医療」という。）又は同条第二号に規定する更生医療（以下「更生医療」という。）を行う指定自立支援医療機関（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号。以下「法」という。）第五十四条第二項に規定する指定自立支援医療機関をいう。以下同じ。）は、法及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成十八年厚生労働省令第十九号。以下「規則」という。）の定めるところによるほか、この規程の定めるところにより、法の規定による自立支援医療を担当しなければならない。</p>	<p>（指定自立支援医療機関の義務）</p> <p>第一条 障害者自立支援法施行令（平成十八年政令第十号）第一条第一号に規定する育成医療（以下「育成医療」という。）又は同条第二号に規定する更生医療（以下「更生医療」という。）を行う指定自立支援医療機関（障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号。以下「法」という。）第五十四条第二項に規定する指定自立支援医療機関をいう。以下同じ。）は、法及び障害者自立支援法施行規則（平成十八年厚生労働省令第十九号。以下「規則」という。）の定めるところによるほか、この規程の定めるところにより、法の規定による自立支援医療を担当しなければならない。</p>

○指定自立支援医療機関（精神通院医療）療養担当規程（平成十八年厚生労働省告示第六十六号）新旧対照表（第五）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（指定自立支援医療機関の義務）</p> <p>第一条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成十八年政令第十号）<u>第一条の二第三号に規定する精神通院医療（以下「精神通院医療」という。）</u>を行う指定自立支援医療機関（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号。以下「法」という。）<u>第五十四条第二項に規定する指定自立支援医療機関をいう。</u>以下同じ。）は、法及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成十八年厚生労働省令第十九号。以下「規則」という。）の定めるところによるほか、この規程の定めるところにより、法の規定による自立支援医療を担当しなければならない。</p>	<p>（指定自立支援医療機関の義務）</p> <p>第一条 障害者自立支援法施行令（平成十八年政令第十号）<u>第一項第三号に規定する精神通院医療（以下「精神通院医療」という。）</u>を行う指定自立支援医療機関（障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号。以下「法」という。）<u>第五十四条第二項に規定する指定自立支援医療機関をいう。</u>以下同じ。）は、法及び障害者自立支援法施行規則（平成十八年厚生労働省令第十九号。以下「規則」という。）の定めるところによるほか、この規程の定めるところにより、法の規定による自立支援医療を担当しなければならない。</p>

○障害者自立支援法第五十八条第三項第二号の厚生労働大臣が定める額（平成十八年厚生労働省告示第百五十六号）新旧対照表（第六）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 第五十八条第三項第二号の厚生労働大臣が定める額</p> <p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号。以下「法」という。）第五十八条第三項第二号の厚生労働大臣が定める額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>一・二（略）</p>	<p>障害者自立支援法第五十八条第三項第二号の厚生労働大臣が定める額</p> <p>障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号。以下「法」という。）第五十八条第三項第二号の厚生労働大臣が定める額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>一・二（略）</p>

○障害者自立支援法第五十八条第四項の規定による自立支援医療に要する費用の額の算定方法及び同法第六十二条第二項の規定による診療方針（平成十八年厚生労働省告示第百五十七号）新旧対照表（第七）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五十八条第四項の規定による自立支援医療に要する費用の額の算定方法及び同法第六十二条第二項の規定による診療方針</p> <p>一 七十五歳以上の者及び六十五歳以上七十五歳未満の者であつて高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成十九年政令第三百十八号）別表に定める程度の障害の状態にあるもの（次号に規定する者を除く。）に係る指定自立支援医療機関（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号。以下「法」という。）第五十四条第二項に規定する指定自立支援医療機関をいう。以下同じ。）が行う自立支援医療に要する費用の額の算定方法及び指定自立支援医療機関の診療方針は、後期高齢者医療の療養の給付に要する費用の額の算定方法及び診療方針の例による。</p> <p>二・三（略）</p>	<p>障害者自立支援法第五十八条第四項の規定による自立支援医療に要する費用の額の算定方法及び同法第六十二条第二項の規定による診療方針</p> <p>一 七十五歳以上の者及び六十五歳以上七十五歳未満の者であつて高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成十九年政令第三百十八号）別表に定める程度の障害の状態にあるもの（次号に規定する者を除く。）に係る指定自立支援医療機関（障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号。以下「法」という。）第五十四条第二項に規定する指定自立支援医療機関をいう。以下同じ。）が行う自立支援医療に要する費用の額の算定方法及び指定自立支援医療機関の診療方針は、後期高齢者医療の療養の給付に要する費用の額の算定方法及び診療方針の例による。</p> <p>二・三（略）</p>

○障害者自立支援法施行令第三十五条第一号の支給認定に係る自立支援医療について費用が高額な治療を長期間にわたり継続しなければならない者として厚生労働大臣が定めるもの（平成十八年厚生労働省告示第百五十八号）新旧対照表（第八）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第三十五条第一号の支給認定に係る自立支援医療について費用が高額な治療を長期間にわたり継続しなければならない者として厚生労働大臣が定めるもの</p> <p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成十八年政令第十号。以下「令」という。）第三十五条第一号の支給認定に係る自立支援医療について費用が高額な治療を長期間にわたり継続しなければならない者として厚生労働大臣が定めるもの、次の各号に掲げる者とする。</p> <p>一 指定自立支援医療（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号。以下「法」という。）第五十八条第一項に規定する指定自立支援医療をいう。以下同じ。）のあった月に、支給認定（法第五十二条第一項に規定する支給認定をいう。）に係る障害者又は障害児及び支給認定基準世帯員（令第二十九条第一項に規定する支給認定基準世帯員をいう。）に対し、指定自立支援医療のあった月以前十二月以内に高額療養費多数回該当の場合（健康保険法施行令（大正十五年勅令第二百四十三号）、船員保険法施行令（昭和二十八年政令第二百四十号）、国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）、国民健康保険法施行令（昭和三十三年政令第三百六十二号）、地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十三年政令第三百五十二号）又は</p>	<p>障害者自立支援法施行令第三十五条第一号の支給認定に係る自立支援医療について費用が高額な治療を長期間にわたり継続しなければならない者として厚生労働大臣が定めるもの</p> <p>障害者自立支援法施行令（平成十八年政令第十号。以下「令」という。）第三十五条第一号の支給認定に係る自立支援医療について費用が高額な治療を長期間にわたり継続しなければならない者として厚生労働大臣が定めるもの、次の各号に掲げる者とする。</p> <p>一 指定自立支援医療（障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号。以下「法」という。）第五十八条第一項に規定する指定自立支援医療をいう。以下同じ。）のあった月に、支給認定（法第五十二条第一項に規定する支給認定をいう。）に係る障害者又は障害児及び支給認定基準世帯員（令第二十九条第一項に規定する支給認定基準世帯員をいう。）に対し、指定自立支援医療のあった月以前十二月以内に高額療養費多数回該当の場合（健康保険法施行令（大正十五年勅令第二百四十三号）、船員保険法施行令（昭和二十八年政令第二百四十号）、国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）、国民健康保険法施行令（昭和三十三年政令第三百六十二号）、地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十三年政令第三百五十二号）又は高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平</p>

高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成十九年政令第三百十八号）の規定（他の法令によつて準用する場合を含む。）による高額療養費多数回該当の場合をいう。）に該当すべき者

二
（略）

成十九年政令第三百十八号）の規定（他の法令によつて準用する場合を含む。）による高額療養費多数回該当の場合をいう。）に該当すべき者

二
（略）

○厚生労働大臣が定める基準（平成十八年厚生労働省告示第二百二十六号）新旧対照表（第九）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号）別表介護給付費等単位数表の第7の1の注7、注10及び注13の厚生労働大臣が定める基準は、次の各号に掲げる状態のうち、五以上の状態に適合する場合とする。</p> <p>一～六（略）</p>	<p>障害者自立支援法に基づき指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号）別表介護給付費等単位数表の第7の1の注7、注10及び注13の厚生労働大臣が定める基準は、次の各号に掲げる状態のうち、五以上の状態に適合する場合とする。</p> <p>一～六（略）</p>

○保険外併用療養費に係る厚生労働大臣が定める医薬品等（平成十八年厚生労働省告示第四百九十八号）新旧対照表（第十）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>一〇八（略）</p> <p>九 告示第二条第七号に規定する別に厚生労働大臣が定める状態等にある者</p> <p>イ（略）</p> <p>ロ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成十八年政令第十号）第一条の二第一号の育成医療の給付又は児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七十四号）第二十三条の二第二項第一号の医療の給付を受けている患者</p> <p>ワ（略）</p> <p>十（略）</p>	<p>一〇八（略）</p> <p>九 告示第二条第七号に規定する別に厚生労働大臣が定める状態等にある者</p> <p>イ（略）</p> <p>ロ 障害者自立支援法施行令（平成十八年政令第十号）第一条第一号の育成医療の給付又は児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七十四号）第二十三条の二第二項第一号の医療の給付を受けている患者</p> <p>ワ（略）</p> <p>十（略）</p>

○障害者自立支援法第七十条第二項及び第七十一条第二項において準用する同法第五十八条第三項第二号の厚生労働大臣が定める額（平成十八年厚生労働省告示第五百二十五号）新旧対照表（第十一）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 第七十条第二項及び第七十一条第二項において準用する同法第 五十八条第三項第二号の厚生労働大臣が定める額</p> <p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平 成十七年法律第二百二十三号）第七十条第二項及び第七十一条第二項に おいて準用する同法第五十八条第三項第二号の厚生労働大臣が定める 額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 二十歳未満の者（次号に掲げる者を除く。） 障害者の日常生 活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成十八 年政令第十号）第四十二条の四第二項に規定する家計における一 人当たりの平均的な支出額として厚生労働大臣が定める額から同 項第一号に掲げる額、同項第二号に掲げる額（同号に規定する食 事療養標準負担額及び生活療養標準負担額の合計額を除く。）及 び同項第三号に掲げる額の合計額を控除して得た額（その額が零 を下回る場合は、零とする。）</p> <p>五 （略）</p>	<p>障害者自立支援法第七十条第二項及び第七十一条第二項におい て準用する同法第五十八条第三項第二号の厚生労働大臣が定め る額</p> <p>障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第七十条第二項 及び第七十一条第二項において準用する同法第五十八条第三項第二号 の厚生労働大臣が定める額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各 号に定める額とする。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 二十歳未満の者（次号に掲げる者を除く。） 障害者自立支援 法施行令（平成十八年政令第十号）第四十二条の四第二項に規定 する家計における一人当たりの平均的な支出額として厚生労働大 臣が定める額から同項第一号に掲げる額、同項第二号に掲げる額 （同号に規定する食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額の 合計額を除く。）及び同項第三号に掲げる額の合計額を控除して 得た額（その額が零を下回る場合は、零とする。）</p> <p>五 （略）</p>

○障害者自立支援法第七十条第二項及び第七十一条第二項において準用する同法第五十八条第三項第三号の厚生労働大臣が定める額（平成十八年厚生労働省告示第五百二十六号）新旧対照表（第十二）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 第七十条第二項及び第七十一条第二項において準用する同法第 五十八条第三項第三号の厚生労働大臣が定める額</p> <p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平 成十七年法律第二百二十三号）第七十条第二項及び第七十一条第二項に おいて準用する同法第五十八条第三項第三号の厚生労働大臣が定める 額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>一～三 （略）</p>	<p>障害者自立支援法第七十条第二項及び第七十一条第二項におい て準用する同法第五十八条第三項第三号の厚生労働大臣が定め る額</p> <p>障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第七十条第二項 及び第七十一条第二項において準用する同法第五十八条第三項第三号 の厚生労働大臣が定める額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各 号に定める額とする。</p> <p>一～三 （略）</p>

○障害者自立支援法第七十条第二項及び第七十一条第二項において準用する同法第五十八条第四項の規定による療養介護医療又は基準該当療養介護医療に要する費用の額の算定方法及び同法第七十二条において準用する同法第六十二条第二項の規定による診療方針（平成十八年厚生労働省告示第五百二十七号）新旧対照表（第十三）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 第七十条第二項及び第七十一条第二項において準用する同法第五十八条第四項の規定による療養介護医療又は基準該当療養介護医療に要する費用の額の算定方法及び同法第七十二条において準用する同法第六十二条第二項の規定による診療方針</p> <p>一 七十五歳以上の者及び六十五歳以上七十五歳未満の者であつて高齢者医療の確保に関する法律施行令（平成十九年政令第三百十八号）別表に定める程度の障害の状態にあるもの（次号に規定する者を除く。）に係る療養介護医療を行う障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス事業所等又は基準該当療養介護医療（同法第七十一条第一項に規定する基準該当療養介護医療をいう。以下同じ。）を行う同法第三十条第一項第二号に規定する基準該当事業所若しくは基準該当施設（以下「指定療養介護事業所等」という。）が行う療養介護医療又は基準該当療養介護医療に要する費用の額の算定方法及び指定療養介護事業所等の診療方針は、後期高齢者医療の療養の給付に要する費用の額の算定方法及び診療方針の例による。</p> <p>二（略）</p>	<p>障害者自立支援法第七十条第二項及び第七十一条第二項において準用する同法第五十八条第四項の規定による療養介護医療又は基準該当療養介護医療に要する費用の額の算定方法及び同法第七十二条において準用する同法第六十二条第二項の規定による診療方針</p> <p>一 七十五歳以上の者及び六十五歳以上七十五歳未満の者であつて高齢者医療の確保に関する法律施行令（平成十九年政令第三百十八号）別表に定める程度の障害の状態にあるもの（次号に規定する者を除く。）に係る療養介護医療を行う障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス事業所等又は基準該当療養介護医療（同法第七十一条第一項に規定する基準該当療養介護医療をいう。以下同じ。）を行う同法第三十条第一項第二号に規定する基準該当事業所若しくは基準該当施設（以下「指定療養介護事業所等」という。）が行う療養介護医療又は基準該当療養介護医療に要する費用の額の算定方法及び指定療養介護事業所等の診療方針は、後期高齢者医療の療養の給付に要する費用の額の算定方法及び診療方針の例による。</p> <p>二（略）</p>

○障害者自立支援法第七十七条第一項第二号の規定に基づき厚生労働大臣が定める日常生活上の便宜を図るための用具（平成十八年厚生労働省告示第五百二十九号）新旧対照表（第十四）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 第七十七条第一項第六号の規定に基づき厚生労働大臣が定める 日常生活上の便宜を図るための用具</p> <p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第七十七条第一項第六号に規定する障害者又は障害児（以下「障害者等」という。）の日常生活上の便宜を図るための用具は、第一号に掲げる用具の要件をすべて満たすものであって、第二号に掲げる用具の用途及び形状のいずれかに該当するものとする。</p> <p>一・二（略）</p>	<p>障害者自立支援法第七十七条第一項第二号の規定に基づき厚生労働大臣が定める日常生活上の便宜を図るための用具</p> <p>障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第七十七条第一項第二号に規定する障害者又は障害児（以下「障害者等」という。）の日常生活上の便宜を図るための用具は、第一号に掲げる用具の要件をすべて満たすものであって、第二号に掲げる用具の用途及び形状のいずれかに該当するものとする。</p> <p>一・二（略）</p>

○厚生労働大臣が定める障害福祉サービス費等負担対象額に関する基準等

(平成十八年厚生労働省告示第五百三十号) 新旧対照表 (第十五)

(傍線部分は改正部分)

改 正 案	現 行
<p>一 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成十八年政令第十号。以下「令」という。)第四十四条第三項第一号イに規定する厚生労働大臣が定める者は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号)別表介護給付費等単位数表(以下「介護給付費等単位数表」という。)の第8の重度障害者等包括支援サービス費(以下「重度障害者等包括支援サービス費」という。)の注1に規定する利用者の心身の状態に相当する心身の状態にある者であつて、障害福祉サービス(療養介護、重度障害者等包括支援、施設入所支援及び共同生活援助を除く。)を利用する者とする。</p> <p>二 令第四十四条第三項第一号イに規定する厚生労働大臣が定める基準は、次のイからリまでに掲げる者の区分に応じ、それぞれイからリまでに掲げる単位数を三月から翌年二月までを一年度とする当該年度に属する各月(平成十八年度においては、平成十八年十月から平成十九年二月までのものに限る。)ごとに算定した単位数を合計した数に、十円に別表の上欄に掲げる当該市町村が所在する地域区分に応じ、同表の下欄の割合を乗じた額を乗じて得た額(その額が各市町村における当該介護給付費等の支給に係る障害福祉サービスに相当するサービスに係る平成十七年度の国庫補助の額を勘案して厚生労働大臣が定める基準に基づき算定した額を下回るときは、当該厚生労働大臣が定める基準に基づき算定した額)に当該市町村に</p>	<p>一 障害者自立支援法施行令(平成十八年政令第十号。以下「令」という。)第四十四条第三項第一号イに規定する厚生労働大臣が定める者は、障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号)別表介護給付費等単位数表(以下「介護給付費等単位数表」という。)の第8の重度障害者等包括支援サービス費(以下「重度障害者等包括支援サービス費」という。)の注1に規定する利用者の心身の状態に相当する心身の状態にある者であつて、障害福祉サービス(療養介護、重度障害者等包括支援、施設入所支援及び共同生活援助を除く。)を利用する者とする。</p> <p>二 令第四十四条第三項第一号イに規定する厚生労働大臣が定める基準は、次のイからリまでに掲げる者の区分に応じ、それぞれイからリまでに掲げる単位数を三月から翌年二月までを一年度とする当該年度に属する各月(平成十八年度においては、平成十八年十月から平成十九年二月までのものに限る。)ごとに算定した単位数を合計した数に、十円に別表の上欄に掲げる当該市町村が所在する地域区分に応じ、同表の下欄の割合を乗じた額を乗じて得た額(その額が各市町村における当該介護給付費等の支給に係る障害福祉サービスに相当するサービスに係る平成十七年度の国庫補助の額を勘案して厚生労働大臣が定める基準に基づき算定した額を下回るときは、当該厚生労働大臣が定める基準に基づき算定した額)に当該市町村に</p>

おける当該介護給付費等の支給に係る障害福祉サービスを受けた障害者等の所得の状況その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める基準に基づき算定して得た割合を乗じた額を合計した額とする。

イ 重度障害者等包括支援に係る支給決定（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号。以下「法」という。）第十九条第一項に規定する支給決定をいう。以下同じ。）を受けた者 次の(1)又は(2)に掲げる者の区分に応じ、それぞれ(1)又は(2)に掲げる単位数

- (1)・(2) (略)

ロ (略)

ハ 重度訪問介護に係る支給決定を受けた者（ロに掲げる者を除く。） 次の(1)から(4)までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ(1)から(4)までに掲げる単位数

- (1)・(2) (略)
- (3) (略)

(4) 介護給付費等単位数表の第9の1の共同生活介護サービス費（以下「共同生活介護サービス費」という。）を算定される者（ト及びチに掲げる者を除く。） 次の(一)から(五)までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ(一)から(五)までに掲げる単位数

(一) (略)

(二) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第百七十一号。以下「指定障害福祉サービス基準」という。）附則第十八条の二第一項の規定の適用を受ける利用者であつて、共同生活介護サービス費のイの共同生活介護サービス費(5)を算定されるもの(三)に掲げる者を除く。） 次のaからcまでに掲げる者の区分に応じ、それぞれaからcまでに掲げる単位数

おける当該介護給付費等の支給に係る障害福祉サービスを受けた障害者等の所得の状況その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める基準に基づき算定して得た割合を乗じた額を合計した額とする。

イ 重度障害者等包括支援に係る支給決定（障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号。以下「法」という。）第十九条第一項に規定する支給決定をいう。以下同じ。）を受けた者 次の(1)又は(2)に掲げる者の区分に応じ、それぞれ(1)又は(2)に掲げる単位数

- (1)・(2) (略)

ロ (略)

ハ 重度訪問介護に係る支給決定を受けた者（ロに掲げる者を除く。） 次の(1)から(4)までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ(1)から(4)までに掲げる単位数

- (1)・(2) (略)
- (3) (略)

(4) 介護給付費等単位数表の第9の1の共同生活介護サービス費（以下「共同生活介護サービス費」という。）を算定される者（ト及びチに掲げる者を除く。） 次の(一)から(五)までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ(一)から(五)までに掲げる単位数

(一) (略)

(二) 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第百七十一号。以下「指定障害福祉サービス基準」という。）附則第十八条の二第一項の規定の適用を受ける利用者であつて、共同生活介護サービス費のイの共同生活介護サービス費(5)を算定されるもの(三)に掲げる者を除く。） 次のaからcまでに掲げる者の区分に応じ、それぞれaからcまでに掲げる単位数

二
リ (三) a
リ (五) c
(略) (略)

二
リ (三) a
リ (五) c
(略) (略)

○障害者自立支援法施行令第二十一条第一項第一号の規定に基づき食費等の基準費用額として厚生労働大臣が定める費用の額（平成十八年厚生労働省告示第五百三十一号）新旧対照表（第十六）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 施行令第二十一条第一項第一号の規定に基づき食費等の基準費用額として厚生労働大臣が定める費用の額</p>	<p>障害者自立支援法施行令第二十一条第一項第一号の規定に基づき食費等の基準費用額として厚生労働大臣が定める費用の額</p>
<p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成十八年政令第十号）第二十一条第一項第一号に規定する食費等の基準費用額は、五万八千円とする。</p>	<p>障害者自立支援法施行令（平成十八年政令第十号）第二十一条第一項第一号に規定する食費等の基準費用額は、五万八千円とする。</p>

○障害者自立支援法施行令第四十二条の四第二項第三号の規定に基づき食事及び居住に要する費用以外のその他日常生活に要する費用の額として厚生労働大臣が定める額（平成十八年厚生労働省告示第五百三十四号）新旧対照表（第十七）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 施行令第四十二条の四第二項第三号の規定に基づき食事及び居住に要する費用以外のその他日常生活に要する費用の額として 厚生労働大臣が定める額</p>	<p>障害者自立支援法施行令第四十二条の四第二項第三号の規定に基づき食事及び居住に要する費用以外のその他日常生活に要する費用の額として厚生労働大臣が定める額</p>
<p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成十八年政令第十号）第四十二条の四第二項第三号に規定する厚生労働大臣が定める額は、次の表の上欄に掲げる支給決定障害者（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第七十条第二項又は第七十一条第二項において読み替えて準用する同法第五十八条第三項第一号に規定する支給決定障害者をいう。以下同じ。）の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める額とする。</p>	<p>障害者自立支援法施行令（平成十八年政令第十号）第四十二条の四第二項第三号に規定する厚生労働大臣が定める額は、次の表の上欄に掲げる支給決定障害者（障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第七十条第二項又は第七十一条第二項において読み替えて準用する同法第五十八条第三項第一号に規定する支給決定障害者をいう。以下同じ。）の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める額とする。</p>

○厚生労働大臣が定める精神障害者福祉ホーム（平成十八年厚生労働省告示第五百三十五号）新旧対照表（第十八）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成十八年政令第十号）附則第八条の二に規定する厚生労働大臣が定める精神障害者福祉ホームは、次の各号に掲げる基準を満たす精神障害者福祉ホーム（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）附則第四十六条の規定による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）第五十条の二第四項に規定する精神障害者福祉ホームをいう。）以外のものとする。</p> <p>一〇五（略）</p>	<p>障害者自立支援法施行令（平成十八年政令第十号）附則第八条の二に規定する厚生労働大臣が定める精神障害者福祉ホームは、次の各号に掲げる基準を満たす精神障害者福祉ホーム（障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）附則第四十六条の規定による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）第五十条の二第四項に規定する精神障害者福祉ホームをいう。）以外のものとする。</p> <p>一〇五（略）</p>

○指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの（平成十八年厚生労働省告示第五百三十八号） 新旧対照表（第十九）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの）</p> <p>第一条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第七十一号）第五条第一項（同令第七条において準用する場合を含む。）の規定に基づき指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの及び同令第四十四条第一項（同令第四十八条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき基準該当居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるものは、次の各号のいずれかに掲げる者とする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 居宅介護従業者養成研修（障害者等（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号。以下「法」という。）第二条第一項第一号に規定する障害者等をいう。）に対する入浴、排せつ及び食事等の介護並びに調理、洗濯及び掃除等の家事に関する知識及び技術を習得すること</p> <p>を目的として行われる研修であつて、次条の規定により読み替えられた介護保険法施行規則第二十二條の二十三第二項に規定する厚生労働大臣が定める基準（平成十八年厚生労働省告示第二百十九号）別表第二に定める内容以上のもの、同告示別表第三に定める内容以上のもの又は同告示別表第四に定める内容以上のものをいう。以下同じ。）の課程を修了し、当該研修の事業を行った者</p>	<p>（指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの）</p> <p>第一条 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第七十一号）第五条第一項（同令第七条において準用する場合を含む。）の規定に基づき指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの及び同令第四十四条第一項（同令第四十八条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき基準該当居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるものは、次の各号のいずれかに掲げる者とする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 居宅介護従業者養成研修（障害者等（障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号。以下「法」という。）第二条第一項第一号に規定する障害者等をいう。）に対する入浴、排せつ及び食事等の介護並びに調理、洗濯及び掃除等の家事に関する知識及び技術を習得することを目的として行われる研修であつて、次条の規定により読み替えられた介護保険法施行規則第二十二條の二十三第二項に規定する厚生労働大臣が定める基準（平成十八年厚生労働省告示第二百十九号）別表第二に定める内容以上のもの、同告示別表第三に定める内容以上のもの又は同告示別表第四に定める内容以上のものをいう。以下同じ。）の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の</p>

から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者
三〇十八 (略)

交付を受けた者
三〇十八 (略)

○厚生労働大臣が定める一単位の単価（平成十八年厚生労働省告示第五百二十九号）新旧対照表（第二十）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>一 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号）第一号、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成二十四年厚生労働省告示第二百二十四号）第一号及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成二十四年厚生労働省告示第二百五号）第一号に規定する厚生労働大臣が定める一単位の単価（以下「一単位の単価」という。）は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号。以下「法」という。）第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス等、生活介護、短期入所、自立訓練及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成十八年厚生労働省令第十九号）第六条の十第二号に規定する就労継続支援B型に係る基準該当障害福祉サービス（法第三十条第一項第二号に規定する基準該当障害福祉サービスをいう。以下同じ。）、法第五十一条の十四第一項に規定する指定地域相談支援（以下「指定地域相談支援」という。）並びに法第五十一条の十七第二項に規定する指定計画相談支援（以下「指定計画相談支援」という。）については十円、居宅介護、重度訪問介護、同行援護及び行動援護に係る基準該当障害福祉サービスについては八・五円に次の表の上欄に掲げる法第三十六条第一項に規定する</p>	<p>一 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号）第一号、障害者自立支援法に基づく指定地域相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成二十四年厚生労働省告示第二百二十四号）第一号及び障害者自立支援法に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成二十四年厚生労働省告示第二百五号）第一号に規定する厚生労働大臣が定める一単位の単価（以下「一単位の単価」という。）は、障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号。以下「法」という。）第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス等、生活介護、短期入所、自立訓練及び障害者自立支援法施行規則（平成十八年厚生労働省令第十九号）第六条の十第二号に規定する就労継続支援B型に係る基準該当障害福祉サービス（法第三十条第一項第二号に規定する基準該当障害福祉サービスをいう。以下同じ。）、法第五十一条の十四第一項に規定する指定地域相談支援（以下「指定地域相談支援」という。）並びに法第五十一条の十七第二項に規定する指定計画相談支援（以下「指定計画相談支援」という。）については十円、居宅介護、重度訪問介護、同行援護及び行動援護に係る基準該当障害福祉サービスについては八・五円に次の表の上欄に掲げる法第三十六条第一項に規定する一般相談支援事業所又は法第五十一条の二十第一項に規定する</p>

サービス事業所、法第三十四条第一項に規定する指定障害者支援施設等、法第五十一条の十九第一項に規定する一般相談支援事業所又は法第五十一条の二十第一項に規定する特定相談支援事業所が所在する地域区分及び同表の中欄に掲げるサービス種類に応じて同表の下欄に掲げる割合を乗じて得た額とする。

三 前二号にかかわらず、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号）別表介護給付費等単位数表第6の1のハ及び第10の1のホを算定する場合における単位の単価は、厚生労働大臣が定める一単位の単価（平成二十四年厚生労働省告示第百二十八号）第一号（同号の表の中欄に掲げる支援の種類は、障害児入所支援に係る部分に限る。）から第三号までの規定を準用する。

特定相談支援事業所が所在する地域区分及び同表の中欄に掲げるサービス種類に応じて同表の下欄に掲げる割合を乗じて得た額とする。

三 前二号にかかわらず、障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号）別表介護給付費等単位数表第6の1のハ及び第10の1のホを算定する場合における単位の単価は、厚生労働大臣が定める一単位の単価（平成二十四年厚生労働省告示第百二十八号）第一号（同号の表の中欄に掲げる支援の種類は、障害児入所支援に係る部分に限る。）から第三号までの規定を準用する。

○厚生労働大臣が定める離島その他の地域（平成十八年厚生労働省告示第五百四十号）新旧対照表（第二十一）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基 づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基 準（平成十八年厚生労働省令第七十一号）第四十四条第二項（同令 第四十八条第二項において準用する場合を含む。）及び第二百十九条 第一項並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため の法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準（ 平成十八年厚生労働省令第七十四号）第三十七条（同令第五十五条 、第七十条及び第八十八条において準用する場合を含む。）、第二十 七条第一項及び第八十九条第四項に規定する離島その他の地域であつ て厚生労働大臣が定めるものは、当該離島その他の地域の各号の いずれかに該当することとする。</p> <p>一〇六（略）</p>	<p>障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、 設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第七十一号） 第四十四条第二項（同令第四十八条第二項において準用する場合を含 む。）及び第二百十九条第一項並びに障害者自立支援法に基づく障害 福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働 省令第七十四号）第三十七条（同令第五十五条、第七十条及び第八 十八条において準用する場合を含む。）、第五十七条第一項及び第八 十九条第二項に規定する離島その他の地域であつて厚生労働大臣が定 めるものは、当該離島その他の地域の各号のいずれかに該当する こととする。</p> <p>一〇六（略）</p>

○厚生労働大臣の定める利用者が選定する特別な居室の提供に係る基準（平成十八年厚生労働省告示第五百四十一号）新旧対照表（第二十二）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>一（略）</p> <p>二 指定障害者支援施設等（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第三十四条第一項に規定する指定障害者支援施設等をいう。）の特別な居室の定員の合計数を障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第七十二号）第四十一条に規定する運営規程（第六号において「運営規程」という。）に定められている施設入所支援に係る利用定員で除して得た数が、おおむね百分の五十を超えないこと。</p> <p>三〇六（略）</p>	<p>一（略）</p> <p>二 指定障害者支援施設等（障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第三十四条第一項に規定する指定障害者支援施設等をいう。）の特別な居室の定員の合計数を障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第七十二号）第四十一条に規定する運営規程（第六号において「運営規程」という。）に定められている施設入所支援に係る利用定員で除して得た数が、おおむね百分の五十を超えないこと。</p> <p>三〇六（略）</p>

○厚生労働大臣が定める平均障害程度区分の算定方法（平成十八年厚生労働省告示第五百四十二号）新旧対照表（第二十三）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第七十一号）第七十八条第一項第二号イ及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第七十四号）第三十九条第一項第三号イ並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第七十二号）第四条第一項第一号イ(2)一及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第七十七号）第十一条第一項第二号イ(2)一の平均障害程度区分は、前年度の利用者（自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援を受ける者並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準第七十一条並びに第八十四条において準用する同令第二十二号及び第四百四十四条に規定する厚生労働大臣が定める者等（平成十八年厚生労働省告示第五百五十三号）第三号及び第四号に掲げる者を除く。以下同じ。）の数の平均値（以下「利用者の数」という。）及び障害程度区分に基づき、次の算式により算定する。</p>	<p>障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第七十一号）第七十八条第一項第二号イ及び障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第七十四号）第三十九条第一項第三号イ並びに障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第七十二号）第四条第一項第一号イ(2)一及び障害者自立支援法に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第七十七号）第十一条第一項第二号イ(2)一の平均障害程度区分は、前年度の利用者（自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援を受ける者並びに障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準第七十一条並びに第八十四条において準用する同令第二十二号及び第四百四十四条に規定する厚生労働大臣が定める者等（平成十八年厚生労働省告示第五百五十三号）第三号及び第四号に掲げる者を除く。以下同じ。）の数の平均値（以下「利用者の数」という。）及び障害程度区分に基づき、次の算式により算定する。</p>

○厚生労働大臣が定める基準（平成十八年厚生労働省告示第五百四十三号）新旧対照表（第二十四）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>一 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号）別表介護給付費等単位数表（以下「介護給付費等単位数表」という。）第1の1の居宅介護サービス費の注12の厚生労働大臣が定める基準</p> <p>イ 特定事業所加算（I）</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第七十一号。以下「指定障害福祉サービス基準」という。）第三十一条第六号に掲げる緊急時等における対応方法が利用者に明示されていること。</p> <p>(5)～(9) (略)</p> <p>ロ・ハ (略)</p> <p>二～三十五 (略)</p> <p>三十六 介護給付費等単位数表の第13の13の注2、第14の11の注及び第15の12の注の厚生労働大臣が定める基準</p> <p>次に掲げる基準のいずれにも該当すること。</p> <p>イ・ロ (略)</p> <p>ハ 一就労支援単位ごとに職員を配置することとし、就労支援単位ごとの職員の数が、算定する次の(1)から(4)までに掲げるサービス</p>	<p>一 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号）別表介護給付費等単位数表（以下「介護給付費等単位数表」という。）第1の1の居宅介護サービス費の注12の厚生労働大臣が定める基準</p> <p>イ 特定事業所加算（I）</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第七十一号。以下「指定障害福祉サービス基準」という。）第三十一条第六号に掲げる緊急時等における対応方法が利用者に明示されていること。</p> <p>(5)～(9) (略)</p> <p>ロ・ハ (略)</p> <p>二～三十五 (略)</p> <p>三十六 介護給付費等単位数表の第13の13の注2、第14の11の注及び第15の12の注の厚生労働大臣が定める基準</p> <p>次に掲げる基準のいずれにも該当すること。</p> <p>イ・ロ (略)</p> <p>ハ 一就労支援単位ごとに職員を配置することとし、就労支援単位ごとの職員の数が、算定する次の(1)から(5)までに掲げるサービス</p>

費に応じ、常勤換算方法で、それぞれ(1)から(4)までに掲げる数以上とする。

(1) (4) (略)

三十七(四十二) (略)

費に応じ、常勤換算方法で、それぞれ(1)から(5)までに掲げる数以上とする。

(1) (4) (略)

三十七(四十二) (略)

○指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等（平成十八年厚生労働省告示第五百四十四号）新旧対照表（第二十五）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>一 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第七十一号。以下「指定障害福祉サービス基準」という。）第五十条第一項第四号に規定する指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第七十二号。以下「指定障害者支援施設基準」という。）第四条第一項第一号イ(3)に規定する施設障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第七十四号。以下「障害福祉サービス基準」という。）第十二条第一項第五号に規定する障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第七十七号。以下「障害者支援施設基準」という。）第十一条第一項第二号イ(3)に規定する施設障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの（以下「サービス管理責任者」と総称する。）</p>	<p>一 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第七十一号。以下「指定障害福祉サービス基準」という。）第五十条第一項第四号に規定する指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの、障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第七十二号。以下「指定障害者支援施設基準」という。）第四条第一項第一号イ(3)に規定する施設障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの、障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第七十四号。以下「障害福祉サービス基準」という。）第十二条第一項第五号に規定する障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの又は障害者自立支援法に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第七十七号。以下「障害者支援施設基準」という。）第十一条第一項第二号イ(3)に規定する施設障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの（以下「サービス管理責任者」と総称する。）</p>

イ サービス管理責任者は、(1)から(5)までに掲げるサービス管理責任者がその提供に係る管理を行う障害福祉サービスの区分に応じ、それぞれ(1)から(5)までに定める要件を満たす者とする。

(1) 生活介護又は療養介護 (一)及び(二)に掲げる要件を満たす者であること。

(一) a及びbの期間が通算して五年以上である者、cの期間が通算して十年以上である者並びにaからcまでの期間が通算して三年以上かつdの期間が通算して五年以上である者(以下「実務経験者」という。)であること。

a iからviまでに掲げる者が、身体上若しくは精神上的の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の日常生活の自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の支援を行う業務(以下「相談支援の業務」という。)(その他これに準ずる業務に従事した期間

i 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号。以下「法」という。)(第七十七条第一項及び第七十八条第一項に規定する地域生活支援事業、法附則第二十六条の規定による改正前の児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第六条の二第一項に規定する障害児相談支援事業、法附則第三十五条の規定による改正前の身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第百八十三号)第四条の二第一項に規定する身体障害者相談支援事業、法附則第五十二条の規定による改正前の知的障害者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号)第四条に規定する知的障害者相談支援事業その他これらに準ずる事業の従事者

ii vi (略)

イ サービス管理責任者は、(1)から(5)までに掲げるサービス管理責任者がその提供に係る管理を行う障害福祉サービスの区分に応じ、それぞれ(1)から(5)までに定める要件を満たす者とする。

(1) 生活介護又は療養介護 (一)及び(二)に掲げる要件を満たす者であること。

(一) a及びbの期間が通算して五年以上である者、cの期間が通算して十年以上である者並びにaからcまでの期間が通算して三年以上かつdの期間が通算して五年以上である者(以下「実務経験者」という。)であること。

a iからviまでに掲げる者が、身体上若しくは精神上的の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の日常生活の自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の支援を行う業務(以下「相談支援の業務」という。)(その他これに準ずる業務に従事した期間

i 障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号。以下「法」という。)(第七十七条第一項及び第七十八条第一項に規定する地域生活支援事業、法附則第二十六条の規定による改正前の児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第六条の二第一項に規定する障害児相談支援事業、法附則第三十五条の規定による改正前の身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第百八十三号)第四条の二第一項に規定する身体障害者相談支援事業、法附則第五十二条の規定による改正前の知的障害者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号)第四条に規定する知的障害者相談支援事業その他これらに準ずる事業の従事者

ii vi (略)

b) d) (略)

(二) 介護に関する分野のサービス管理責任者研修（指定障害福祉サービス等の質の確保に関する知識及び技術を習得させることを目的として行われる研修であつて別表第一に定める内容以上のものをいう。以下同じ。）を修了し、当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けたものであつて、a又はbのいずれかの要件を満たしていること。

a) (略)

b) この告示の適用の日（以下「適用日」という。）前に厚生労働大臣、都道府県知事又は指定都市（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市をいう。）の市長が行つた相談支援の業務に関する研修（旧相談支援事業従事者基準別表第二に定める科目のうち、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の概要及び相談支援事業従事者の役割に関する講義の科目を除いたもの以上の研修に限る。）を修了し、かつ平成二十四年四月一日前に当該科目の講義を修了し、当該研修及び講義を修了した旨の証明書の交付を受けた者（平成二十四年四月一日前に当該研修の受講を開始し同日以降に修了したものを含む。以下「旧障害者ケアマネジメント研修修了者」という。）であること。

(2) 共同生活介護、自立訓練（生活訓練）（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成十八年厚生労働省令第十九号。以下「規則」という。）第六条の六第二号に規定する自立訓練（生活訓練）をいう。）、共同生活援助（一）及び（二）の要件を満たす者であること。

(一) (略)
(二) (略)

b) d) (略)

(二) 介護に関する分野のサービス管理責任者研修（指定障害福祉サービス等の質の確保に関する知識及び技術を習得させることを目的として行われる研修であつて別表第一に定める内容以上のものをいう。以下同じ。）を修了し、当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けたものであつて、a又はbのいずれかの要件を満たしていること。

a) (略)

b) この告示の適用の日（以下「適用日」という。）前に厚生労働大臣、都道府県知事又は指定都市（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市をいう。）の市長が行つた相談支援の業務に関する研修（旧相談支援事業従事者基準別表第二に定める科目のうち、障害者自立支援法の概要及び相談支援事業従事者の役割に関する講義の科目を除いたもの以上の研修に限る。）を修了し、かつ平成二十四年四月一日前に当該科目の講義を修了し、当該研修及び講義を修了した旨の証明書の交付を受けた者（平成二十四年四月一日前に当該研修の受講を開始し同日以降に修了したものを含む。以下「旧障害者ケアマネジメント研修修了者」という。）であること。

(2) 共同生活介護、自立訓練（生活訓練）（障害者自立支援法施行規則（平成十八年厚生労働省令第十九号。以下「規則」という。）第六条の六第二号に規定する自立訓練（生活訓練）をいう。）、共同生活援助（一）及び（二）の要件を満たす者であること。

(一) (略)
(二) (略)

(3) (5) (略)

ロ 指定障害福祉サービス（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービスをいう。）を行う事業所（以下「指定障害福祉サービス事業所」という。）又は施設障害福祉サービスを行う指定障害者支援施設等（以下「指定障害福祉サービス事業所等」という。）において提供される障害福祉サービス又は施設障害福祉サービスの管理を行う者として配置される者であつて、実務経験者であるものについては、当該指定障害福祉サービス事業所において行う事業の開始の日又は指定障害者支援施設等の開設の日から起算して一年間（当該事業の開始の日又は当該指定障害者支援施設等の開設の日が平成二十四年四月一日前の場合には、平成二十五年三月三十一日までの間）は、イの規定にかかわらず、イ(1)(2)、(2)、(3)(二)、(4)(二及び(5)の要件を満たしているものとみなす。

二・三 (略)

ハト (略)

別表第二

(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の概要並びに相談支援事業従事者の役割に関する講義	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)

(3) (5) (略)

ロ 指定障害福祉サービス（障害者自立支援法第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービスをいう。）を行う事業所（以下「指定障害福祉サービス事業所」という。）又は施設障害福祉サービスを行う指定障害者支援施設等（以下「指定障害福祉サービス事業所等」という。）において提供される障害福祉サービス又は施設障害福祉サービスの管理を行う者として配置される者であつて、実務経験者であるものについては、当該指定障害福祉サービス事業所において行う事業の開始の日又は指定障害者支援施設等の開設の日から起算して一年間（当該事業の開始の日又は当該指定障害者支援施設等の開設の日が平成二十四年四月一日前の場合には、平成二十五年三月三十一日までの間）は、イの規定にかかわらず、イ(1)(二)、(2)(二)、(3)(二)、(4)(二及び(5)の要件を満たしているものとみなす。

二・三 (略)

ハト (略)

別表第二

(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	障害者自立支援法及び児童福祉法の概要並びに相談支援事業従事者の役割に関する講義	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)

○食事の提供に要する費用、光熱水費及び居室の提供に要する費用に係る利用料等に関する指針（平成十八年厚生労働省告示第五百四十五号）新旧対照表（第二十六）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>一 適正な手続の確保</p> <p>指定生活介護事業所（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第七十一号。以下「指定障害福祉サービス基準」という。）第七十八条第一項に規定する指定生活介護事業所をいう。）、基準該当生活介護（指定障害福祉サービス基準第九十四条に規定する基準該当生活介護をいう。）の事業を行う事業所、指定短期入所事業所（指定障害福祉サービス基準第一百五十五条第一項に規定する指定短期入所事業所をいう。以下同じ。）、指定自立訓練（機能訓練）事業所（指定障害福祉サービス基準第五十六条第一項に規定する指定自立訓練（機能訓練）事業所をいう。）、基準該当指定自立訓練（機能訓練）事業所（指定障害福祉サービス基準第六十三条に規定する基準該当自立訓練（機能訓練）をいう。）の事業を行う事業所、指定自立訓練（生活訓練）事業所（指定障害福祉サービス基準第六十六条第一項に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業所をいう。以下同じ。）、基準該当自立訓練（生活訓練）（指定障害福祉サービス基準第七十二条に規定する基準該当自立訓練（生活訓練）をいう。）の事業を行う事業所、指定就労移行支援事業所（指定障害福祉サービス基準第七十五条第一項に規定する指定就労支援事業所をいう。）、指定就労継続支援A型事業所（指定障害福祉サービス基準第八十六条第一項に規定する指定就労継続支援A型事業所をいう。）、指</p>	<p>一 適正な手続の確保</p> <p>指定生活介護事業所（障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第七十一号。以下「指定障害福祉サービス基準」という。）第七十八条第一項に規定する指定生活介護事業所をいう。）、基準該当生活介護（指定障害福祉サービス基準第九十四条に規定する基準該当生活介護をいう。）の事業を行う事業所、指定短期入所事業所（指定障害福祉サービス基準第一百五十五条第一項に規定する指定短期入所事業所をいう。以下同じ。）、指定自立訓練（機能訓練）事業所（指定障害福祉サービス基準第五十六条第一項に規定する指定自立訓練（機能訓練）事業所をいう。）、基準該当指定自立訓練（機能訓練）事業所（指定障害福祉サービス基準第六十三条に規定する基準該当自立訓練（機能訓練）をいう。）の事業を行う事業所、指定自立訓練（生活訓練）事業所（指定障害福祉サービス基準第六十六条第一項に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業所をいう。以下同じ。）、基準該当自立訓練（生活訓練）（指定障害福祉サービス基準七十二條に規定する基準該当自立訓練（生活訓練）をいう。）の事業を行う事業所、指定就労移行支援事業所（指定障害福祉サービス基準第七十五条第一項に規定する指定就労支援事業所をいう。）、指定就労継続支援A型事業所（指定障害福祉サービス基準第八十六条第一項に規定する指定就労継続支援A型事業所をいう。）、指定就労継続支援B型（指定障害福祉サービス</p>

定就労継続支援B型（指定障害福祉サービス基準第九十八条に規定する指定就労継続支援B型をいう。）の事業を行う事業所、基準該当就労継続支援B型事業所（指定障害福祉サービス基準第二百三条第二項に規定する基準該当就労継続支援B型事業所をいう。）、特定基準該当障害福祉サービス事業所（指定障害福祉サービス基準第二百二十条第一項に規定する特定基準該当障害福祉サービス事業所をいう。）及び指定障害者支援施設等（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号。以下「法」という。）第三十四条第一項に規定する指定障害者支援施設等をいう。以下同じ。）（以下「事業所等」と総称する。）における食事の提供、滞在の提供及び居室の提供に係る契約（以下「契約」という。）の適正な締結を確保するため、次に掲げるところにより、当該契約に係る手続を行うこと。

イ・ロ（略）

ハ 食事の提供に要する費用、光熱水費及び居室の提供に要する費用に係る利用料について、その具体的な内容、金額の設定及び変更に関し、運営規程（指定障害福祉サービス基準第八十九条（第六十二条、第七十一条、第八十四条、第九十七条、第二百二条及び第二百二十三条第一項において準用する場合を含む。）、第二百二十三条及び第二百四条並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第七十二号）第四十一条に規定する運営規程をいう。）への記載を行うとともに、事業所等の見やすい場所に掲示を行うこと。

二 食事の提供に要する費用、光熱水費及び居室の提供に要する費用

基準第九十八条に規定する指定就労継続支援B型をいう。）の事業を行う事業所、基準該当就労継続支援B型事業所（指定障害福祉サービス基準第二百三条第二項に規定する基準該当就労継続支援B型事業所をいう。）、特定基準該当障害福祉サービス事業所（指定障害福祉サービス基準第二百二十条第一項に規定する特定基準該当障害福祉サービス事業所をいう。）及び指定障害者支援施設等（障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号。以下「法」という。）第三十四条第一項に規定する指定障害者支援施設等をいう。以下同じ。）（以下「事業所等」と総称する。）における食事の提供、滞在の提供及び居室の提供に係る契約（以下「契約」という。）の適正な締結を確保するため、次に掲げるところにより、当該契約に係る手続を行うこと。

イ・ロ（略）

ハ 食事の提供に要する費用、光熱水費及び居室の提供に要する費用に係る利用料について、その具体的な内容、金額の設定及び変更に関し、運営規程（指定障害福祉サービス基準第八十九条（第六十二条、第七十一条、第八十四条、第九十七条、第二百二条及び第二百二十三条第一項において準用する場合を含む。）、第二百二十三条及び第二百四条並びに障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第七十二号）第四十一条に規定する運営規程をいう。）への記載を行うとともに、事業所等の見やすい場所に掲示を行うこと。

二 食事の提供に要する費用、光熱水費及び居室の提供に要する費用

に係る利用料

イ 食事の提供に要する費用に係る利用料

食事の提供に要する費用に係る利用料は、食材料費及び調理等に係る費用に相当する額を基本とすること。ただし、事業所等に
通う者（施設入所支援を受ける者を除く。）、指定短期入所事業
所の利用者又は指定自立訓練（生活訓練）事業所の利用者のうち
指定宿泊型自立訓練（指定障害福祉サービス基準第百六十六条第
一項第一号ロに規定する指定宿泊型自立訓練をいう。）の提供を
受ける者のうち、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援
するための法律施行令（平成十八年政令第十号）第十七条第一号
に掲げる者のうち、支給決定障害者等及び当該支給決定障害者等
と同一の世帯に属する者（特定支給決定障害者（同令第十七条第
四号に規定する特定支給決定障害者をいう。以下この項において
同じ。）にあつては、その配偶者に限る。）について指定障害福
祉サービス等（法第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サー
ビス等をいう。以下この号において同じ。）のあつた月の属する
年度（指定障害福祉サービス等のあつた月が四月から六月までの
場合にあつては、前年度）分の地方税法（昭和二十五年法律第二
百二十六号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区
民税を含む。）の同法第二百九十二条第一項第二号に掲げる所得
割（同法第三百二十八条の規定によって課する所得割を除く。）
の額（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための
法律施行規則（平成十八年厚生労働省令第十九号）第二十六条の
二に掲げる規定による控除をされるべき金額があるときは、当該
金額を加算した額とする。）を合算した額が二十八万円未満（特
定支給決定障害者にあつては、十六万円未満）であるもの又は同
令第十七条第二号から第四号までに掲げる者に該当するものにつ

に係る利用料

イ 食事の提供に要する費用に係る利用料

食事の提供に要する費用に係る利用料は、食材料費及び調理等
に係る費用に相当する額を基本とすること。ただし、事業所等に
通う者（施設入所支援を受ける者を除く。）、指定短期入所事業
所の利用者又は指定自立訓練（生活訓練）事業所の利用者のうち
指定宿泊型自立訓練（指定障害福祉サービス基準第百六十六条第
一項第一号ロに規定する指定宿泊型自立訓練をいう。）の提供を
受ける者のうち、障害者自立支援法施行令（平成十八年政令第十
号）第十七条第一号に掲げる者のうち、支給決定障害者等及び当
該支給決定障害者等と同一の世帯に属する者（特定支給決定障害
者（同令第十七条第四号に規定する特定支給決定障害者をいう。
以下この項において同じ。）にあつては、その配偶者に限る。）
について指定障害福祉サービス等（法第二十九条第一項に規定す
る指定障害福祉サービス等をいう。以下この号において同じ。）
のあつた月の属する年度（指定障害福祉サービス等のあつた月が
四月から六月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法（昭
和二十五年法律第二百二十六号）の規定による市町村民税（同法
の規定による特別区民税を含む。）の同法第二百九十二条第一項
第二号に掲げる所得割（同法第三百二十八条の規定によって課す
る所得割を除く。）の額（障害者自立支援法施行規則（平成十八
年厚生労働省令第十九号）第二十六条の二に掲げる規定による控
除をされるべき金額があるときは、当該金額を加算した額とする
。）を合算した額が二十八万円未満（特定支給決定障害者にあつ
ては、十六万円未満）であるもの又は同令第十七条第二号から第
四号までに掲げる者に該当するものについては、食材料費に相当
する額とすること。

ロ・ハ (略) いては、食材料費に相当する額とすること。

ロ・ハ (略)

○厚生労働大臣が定める要件（平成十八年厚生労働省告示第五百四十六号） 新旧対照表（第二十七）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号）別表介護給付費等単位数表の第1の1の居宅介護サービス費の注10、同表の第2の1の重度訪問介護サービス費の注7、同表の第2の2の移動介護加算の注2、同表の第3の1の同行援護サービス費の注5及び同表の第4の1の行動援護サービス費の注4の厚生労働大臣が定める要件は、二人の従業者により居宅介護、重度訪問介護、同行援護又は行動援護を行うことについて利用者の同意を得ている場合であつて、次の一から三までのいずれかに該当する場合とする。</p> <p>一～三（略）</p>	<p>障害者自立支援法に基づき指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号）別表介護給付費等単位数表の第1の1の居宅介護サービス費の注10、同表の第2の1の重度訪問介護サービス費の注7、同表の第2の2の移動介護加算の注2、同表の第3の1の同行援護サービス費の注5及び同表の第4の1の行動援護サービス費の注4の厚生労働大臣が定める要件は、二人の従業者により居宅介護、重度訪問介護、同行援護又は行動援護を行うことについて利用者の同意を得ている場合であつて、次の一から三までのいずれかに該当する場合とする。</p> <p>一～三（略）</p>

○指定重度障害者等包括支援の提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの（平成十八年厚生労働省告示第五百四十七号）新旧対照表（第二十八）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基 づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基 準（平成十八年厚生労働省令第七十一号）第二百二十七条第三項に規 定する指定重度障害者等包括支援の提供に係るサービス管理を行う者 として厚生労働大臣が定めるものは、次の各号のいずれにも該当する 者とする。</p> <p>一 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービス に要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告 示第五百二十三号）別表介護給付費等単位数表第8の重度障害者 等包括支援サービス費の注1に規定する利用者の心身の状態に相 当する心身の状態にある者に対する入浴、排せつ、食事等の介護 その他これに準ずる業務に三年以上従事した経験を有する者</p> <p>二 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（ 平成二十四年厚生労働省令第二十七号）第三条第二項に規定する 相談支援専門員</p> <p>三 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（ 平成二十四年厚生労働省令第二十八号）第三条に規定する相談支 援専門員</p> <p>四 （略）</p>	<p>障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、 設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第七十一号） 第二百二十七条第三項に規定する指定重度障害者等包括支援の提供に係 るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるものは、次の各 号のいずれにも該当する者とする。</p> <p>一 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該 当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成 十八年厚生労働省告示第五百二十三号）別表介護給付費等単位数 表第8の重度障害者等包括支援サービス費の注1に規定する利用 者の心身の状態に相当する心身の状態にある者に対する入浴、排 せつ、食事等の介護その他これに準ずる業務に三年以上従事した 経験を有する者</p> <p>二 障害者自立支援法に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び 運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第二十七号）第三 条第二項に規定する相談支援専門員</p> <p>三 障害者自立支援法に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び 運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第二十八号）第三 条に規定する相談支援専門員</p> <p>四 （略）</p>

○厚生労働大臣が定める者（平成十八年厚生労働省告示第五百四十八号）新旧対照表（第二十九）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>一 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号）別表介護給付費等単位数表（以下「介護給付費等単位数表」という。）第1の1の居宅介護サービス費（以下「居宅介護サービス費」という。）の注5本文、注6本文、注7本文、注8本文及び注9本文の厚生労働大臣が定める者</p> <p>指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの（平成十八年厚生労働省告示第五百三十八号。以下「居宅介護従業者基準」という。）第一条第一号、第二号（居宅介護従業者基準第二条の規定により読み替えられた介護保険法施行規則第二十二條の二十三第二項に規定する厚生労働大臣が定める基準（平成十八年厚生労働省告示第二百十九号。第九号において「訪問介護員基準」という。）別表第四（以下「基準別表第四」という。）に定める内容以上の研修の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者（以下「三級居宅介護従業者」という。）を除く。）第六号（基準別表第四に定める内容に相当するもの以上のもとして都道府県知事が認める研修の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者（以下「三級相当研修課程修了者」という。）を除く。）若しくは第十号（三級相当研修課程修了者を除く。）に掲げる者又は第十四号に掲げる者のうち基準別表第四に定める内容以上の研修の課程を修了し、介護保険法施行令</p>	<p>一 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号）別表介護給付費等単位数表（以下「介護給付費等単位数表」という。）第1の1の居宅介護サービス費（以下「居宅介護サービス費」という。）の注5本文、注6本文、注7本文、注8本文及び注9本文の厚生労働大臣が定める者</p> <p>指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの（平成十八年厚生労働省告示第五百三十八号。以下「居宅介護従業者基準」という。）第一条第一号、第二号（居宅介護従業者基準第二条の規定により読み替えられた介護保険法施行規則第二十二條の二十三第二項に規定する厚生労働大臣が定める基準（平成十八年厚生労働省告示第二百十九号。第九号において「訪問介護員基準」という。）別表第四（以下「基準別表第四」という。）に定める内容以上の研修の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者（以下「三級居宅介護従業者」という。）を除く。）第六号（基準別表第四に定める内容に相当するもの以上のもとして都道府県知事が認める研修の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者（以下「三級相当研修課程修了者」という。）を除く。）若しくは第十号（三級相当研修課程修了者を除く。）に掲げる者又は第十四号に掲げる者のうち基準別表第四に定める内容以上の研修の課程を修了し、介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）第三条第一項各号に定める者（以下</p>

(平成十年政令第四百十二号) 第三条第一項各号に定める者(以下「都道府県知事等」という。) から当該研修を修了した旨の証明書の交付を受けた者(以下「三級訪問介護員」という。) 以外の者

二〇十二 (略)

「都道府県知事等」という。) から当該研修を修了した旨の証明書の交付を受けた者(以下「三級訪問介護員」という。) 以外の者

二〇十二 (略)

○厚生労働大臣が定める利用者の数の基準、従業者の員数の基準及び営業時間の時間数並びに所定単位数に乘じる割合（平成十八年厚生労働省告示第五百五十号）新旧対照表（第三十）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案		現 行	
<p>一 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号）別表介護給付費等単位数表（以下「介護給付費等単位数表」という。）第5の1の療養介護サービス費の注8の(1)の厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び従業者の員数の基準並びに所定単位数に乘じる割合</p> <p>イ 指定療養介護（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第七十一号。以下「指定障害福祉サービス基準」という。）第四十九条に規定する指定療養介護をいう。以下同じ。）の利用者の数が次の表の上欄に掲げる基準に該当する場合については、所定単位数に乘じる割合を同表の下欄に掲げるところによるものとする。</p> <p>（略）</p> <p>指定療養介護事業所（指定障害福祉サービス基準第五十条第一項に規定する指定療養介護事業所をいう。以下同じ。）の過去三月間の利用者の数の平均値が、指定障害福祉サービス基準第六十七条に規定する運営規程に定められている利用定員（以下この項において「利用定員」という。）の数に百分の百五を乘じて得た数を超える場合又は次の(1)若しくは(2)に該当する場合</p>	<p>（略）</p>	<p>一 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号）別表介護給付費等単位数表（以下「介護給付費等単位数表」という。）第5の1の療養介護サービス費の注8の(1)の厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び従業者の員数の基準並びに所定単位数に乘じる割合</p> <p>イ 指定療養介護（障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第七十一号。以下「指定障害福祉サービス基準」という。）第四十九条に規定する指定療養介護をいう。以下同じ。）の利用者の数が次の表の上欄に掲げる基準に該当する場合については、所定単位数に乘じる割合を同表の下欄に掲げるところによるものとする。</p> <p>（略）</p> <p>指定療養介護事業所（指定障害福祉サービス基準第五十条第一項に規定する指定療養介護事業所をいう。以下同じ。）の過去三月間の利用者の数の平均値が、指定障害福祉サービス基準第六十七条に規定する運営規程に定められている利用定員（以下この項において「利用定員」という。）の数に百分の百五を乘じて得た数を超える場合又は次の(1)若しくは(2)に該当する場合</p>	<p>（略）</p>

(1) (略)

(2) 利用定員が五十一人以上の指定療養介護事業所 一日の利用者の数が、利用定員の数に当該利用定員の数から五十を控除した数に百分の百五を乗じて得た数に五十五を加えた数を加えて得た数を超える場合

ロ (略)

二 介護給付費等単位数表第6の1の生活介護サービス費の注5の(1)の厚生労働大臣が定める利用者の数の基準、従業者の員数の基準及び所定単位数に乘じる割合並びに注6の厚生労働大臣が定める営業時間の時間数の基準及び所定単位数に乘じる割合

イ 指定生活介護（指定障害福祉サービス基準第七十七条に規定する指定生活介護をいう。）、指定障害者支援施設（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号。以下「法」という。）第二十九条第一項に規定する指定障害者支援施設をいう。以下同じ。）が行う生活介護に係る指定障害福祉サービス（同項に規定する指定障害福祉サービスをいう。以下同じ。）又はのぞみの園（独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成十四年法律第六十七号）第十一条第一号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設をいう。以下同じ。）が行う生活介護（以下「指定生活介護等」という。）の利用者の数が次の表の上欄に掲げる基準に該当する場合については、所定単位数に乘じる割合を同表の下欄に掲げるところによるものとする。

(略)

指定生活介護事業所（指定障害福祉サービス基準第七十

八条第一項に規定する指定生活介護事業所をいう。）、指

(略)

(略)

(1) (略)

(2) 利用定員が五十一人以上の指定療養介護事業所 一日の利用者の数が、利用定員の数に当該利用定員の数から五十を控除した数に百分の五を乗じて得た数に五を加えた数を加えて得た数を超える場合

ロ (略)

二 介護給付費等単位数表第6の1の生活介護サービス費の注5の(1)の厚生労働大臣が定める利用者の数の基準、従業者の員数の基準及び所定単位数に乘じる割合並びに注6の厚生労働大臣が定める営業時間の時間数の基準及び所定単位数に乘じる割合

イ 指定生活介護（指定障害福祉サービス基準第七十七条に規定する指定生活介護をいう。）、指定障害者支援施設（障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号。以下「法」という。）第二十九条第一項に規定する指定障害者支援施設をいう。以下同じ。）が行う生活介護に係る指定障害福祉サービス（同項に規定する指定障害福祉サービスをいう。以下同じ。）又はのぞみの園（独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成十四年法律第六十七号）第十一条第一号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設をいう。以下同じ。）が行う生活介護（以下「指定生活介護等」という。）の利用者の数が次の表の上欄に掲げる基準に該当する場合には、所定単位数に乘じる割合を同表の下欄に掲げるところによるものとする。

(略)

指定生活介護事業所（指定障害福祉サービス基準第七十

八条第一項に規定する指定生活介護事業所をいう。）、指

(略)

(略)

<p>定障害者支援施設又はのぞみの園（以下「指定生活介護事業所等」という。）の指定生活介護等の利用者の数が次の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合</p> <p>(1) 又は(2)のいずれかに該当する場合</p> <p>(1) 過去三月間の利用者の数の平均値が、次の(一)又は(二)のいずれかに該当する場合</p> <p>(一) 利用定員が十一人以下の指定生活介護事業所等 指定障害福祉サービス基準第八十九条又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第七十二号。以下「指定障害者支援施設基準」という。）第四十一条に規定する運営規程に定められている利用定員（以下この項において「利用定員」という。）の数に三を加えて得た数を超える場合</p> <p>(二) (略)</p> <p>(2) 一日の利用者の数が次の(一)又は(二)のいずれかに該当する場合</p> <p>(一) (略)</p> <p>(二) 利用定員が五十一人以上の指定生活介護事業所等 利用定員の数に当該利用定員の数から五十を控除した数に百分の百二十五を乗じて得た数に七十五を加えた数を加えて得た数を超える場合</p>
--

ロ・ハ (略)

三 介護給付費等単位数表第7の1の短期入所サービス費の注16の厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び従業者の員数の基準並びに所定単位数に乘じる割合

<p>定障害者支援施設又はのぞみの園（以下「指定生活介護事業所等」という。）の指定生活介護等の利用者の数が次の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合</p> <p>(1) 又は(2)のいずれかに該当する場合</p> <p>(1) 過去三月間の利用者の数の平均値が、次の(一)又は(二)のいずれかに該当する場合</p> <p>(一) 利用定員が十一人以下の指定生活介護事業所等 指定障害福祉サービス基準第八十九条又は障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第七十二号。以下「指定障害者支援施設基準」という。）第四十一条に規定する運営規程に定められている利用定員（以下この項において「利用定員」という。）の数に三を加えて得た数を超える場合</p> <p>(二) (略)</p> <p>(2) 一日の利用者の数が次の(一)又は(二)のいずれかに該当する場合</p> <p>(一) (略)</p> <p>(二) 利用定員が五十一人以上の指定生活介護事業所等 利用定員の数に当該利用定員の数から五十を控除した数に百分の二十五を乗じて得た数に二十五を加えた数を加えて得た数を超える場合</p>

ロ・ハ (略)

三 介護給付費等単位数表第7の1の短期入所サービス費の注16の厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び従業者の員数の基準並びに所定単位数に乘じる割合

イ 指定短期入所（指定障害福祉サービス基準第百十四条に規定する指定短期入所をいう。以下同じ。）の利用者の数（指定障害福祉サービス基準第百十五条第一項又は第二項の規定の適用を受ける指定短期入所事業所（指定障害福祉サービス基準第百十五条第一項に規定する指定短期入所事業所をいう。以下同じ。）にあつては、当該指定短期入所事業所の指定短期入所の利用者の数及び当該指定短期入所を行う障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成十八年厚生労働省令第十九号。以下「規則」という。）第五条に規定する施設（以下「本体施設」という。）の利用者の数の合計数とする。）が次の表の上欄に掲げる基準に該当する場合には、所定単位数に乘じる割合を同表の下欄に掲げるところによるものとする。

<p>(1) 指定障害福祉サービス基準第百十五条第一項の規定の適用を受ける指定短期入所事業所 過去三月間の利用者の数の平均値が、障害福祉サービス基準第百二十三条に規定する運営規程に定められている利用定員（以下この(1)において「利用定員」という。）の数に百分の百五を乘じて得た数を超える場合又は次の(一)若しくは(二)のいずれかに該当する場合</p> <p>(一) (略)</p> <p>(二) 利用定員が五十一人以上の指定短期入所事業所 一日の利用者の数が、利用定員の数に当該利用定員の数から五十を控除した数に百分の百五を乘じて得た数に五十五を加えた数を加えて得た数を超える場合</p> <p>(2) 指定障害福祉サービス基準第百十五条第一項又は第二項の規定の適用を受ける指定短期入所事業所 過去三月</p>	(略)
---	-----

イ 指定短期入所（指定障害福祉サービス基準第百十四条に規定する指定短期入所をいう。以下同じ。）の利用者の数（指定障害福祉サービス基準第百十五条第一項又は第二項の規定の適用を受ける指定短期入所事業所（指定障害福祉サービス基準第百十五条第一項に規定する指定短期入所事業所をいう。以下同じ。）にあつては、当該指定短期入所事業所の指定短期入所の利用者の数及び当該指定短期入所を行う障害者自立支援法施行規則（平成十八年厚生労働省令第十九号。以下「規則」という。）第五条に規定する施設（以下「本体施設」という。）の利用者の数の合計数とする。）が次の表の上欄に掲げる基準に該当する場合には、所定単位数に乘じる割合を同表の下欄に掲げるところによるものとする。

<p>(1) 指定障害福祉サービス基準第百十五条第一項の規定の適用を受ける指定短期入所事業所 過去三月間の利用者の数の平均値が、障害福祉サービス基準第百二十三条に規定する運営規程に定められている利用定員（以下この(1)において「利用定員」という。）の数に百分の百五を乘じて得た数を超える場合又は次の(一)若しくは(二)のいずれかに該当する場合</p> <p>(一) (略)</p> <p>(二) 利用定員が五十一人以上の指定短期入所事業所 一日の利用者の数が、利用定員の数に当該利用定員の数から五十を控除した数に百分の五を乘じて得た数に五を加えた数を加えて得た数を超える場合</p> <p>(2) 指定障害福祉サービス基準第百十五条第一項又は第二項の規定の適用を受ける指定短期入所事業所 過去三月</p>	(略)
--	-----

間の利用者の数の平均値が、本体施設の利用定員（以下この(2)において「利用定員」という。）の数に百分の百五を乗じて得た数を超える場合又は次の(一)若しくは(二)のいずれかに該当する場合

(二)(一) (略)

(二) 利用定員が五十一人以上の指定短期入所事業所 一日の利用者の数が、利用定員の数に当該利用定員の数から五十を控除した数に百分の百五を乗じて得た数に五十五を加えた数を超えて得た数を超える場合

(3) 指定障害福祉サービス基準第百十五条第三項の規定の適用を受ける指定短期入所事業所 過去三月間の利用者の数の平均値が、指定障害福祉サービス基準第百二十三条に規定する運営規定に定められている利用定員（以下この(3)において「利用定員」という。）の数に百分の百五を乗じて得た数を超える場合又は次の(一)若しくは(二)のいずれかに該当する場合

(二)(一) (略)

(二) 利用定員が五十一人以上の指定短期入所事業所 一日の利用者の数が、利用定員の数に当該利用定員の数から五十を控除した数に百分の百五を乗じて得た数に五十五を加えた数を超えて得た数を超える場合

ロ (略)

五 介護給付費等単位数表第10の1の施設入所支援サービス費の注2の(1)の厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び従業者の員数の基準並びに所定単位数に乘じる割合

イ 指定障害者支援施設が行う施設入所支援に係る指定障害福祉サ

間の利用者の数の平均値が、本体施設の利用定員（以下この(2)において「利用定員」という。）の数に百分の百五を乗じて得た数を超える場合又は次の(一)若しくは(二)のいずれかに該当する場合

(二)(一) (略)

(二) 利用定員が五十一人以上の指定短期入所事業所 一日の利用者の数が、利用定員の数に当該利用定員の数から五十を控除した数に百分の五を乗じて得た数に五を加えた数を超えて得た数を超える場合

(3) 指定障害福祉サービス基準第百十五条第三項の規定の適用を受ける指定短期入所事業所 過去三月間の利用者の数の平均値が、指定障害福祉サービス基準第百二十三条に規定する運営規定に定められている利用定員（以下この(3)において「利用定員」という。）の数に百分の百五を乗じて得た数を超える場合又は次の(一)若しくは(二)のいずれかに該当する場合

(二)(一) (略)

(二) 利用定員が五十一人以上の指定短期入所事業所 一日の利用者の数が、利用定員の数に当該利用定員の数から五十を控除した数に百分の五を乗じて得た数に五を加えた数を超えて得た数を超える場合

ロ (略)

五 介護給付費等単位数表第10の1の施設入所支援サービス費の注2の(1)の厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び従業者の員数の基準並びに所定単位数に乘じる割合

イ 指定障害者支援施設が行う施設入所支援に係る指定障害福祉サ

ービス又はのぞみの園が行う施設入所支援（以下「指定施設入所支援等」という。）の利用者の数が次の表の上欄に掲げる基準に該当する場合については、所定単位数に乘じる割合を同表の下欄に掲げるところによるものとする。

<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>指定障害者支援施設又はのぞみの園（以下「指定障害者支援施設等」という。）の過去三月間の指定施設入所支援等の利用者の数の平均値が、指定障害者支援施設基準第四十一条に規定する運営規程に定められている利用定員（以下この項において「利用定員」という。）の数に百分の百五を乗じて得た数を超える場合又は次の(1)若しくは(2)に該当する場合</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 利用定員が五十一人以上の指定障害者支援施設等 一日の利用者の数が、利用定員の数に当該利用定員の数から五十を控除した数に百分の百五を乗じて得た数に五十を加えた数を加えて得た数を超える場合</p>	<p>(略)</p>

六 介護給付費等単位数表第11の1の機能訓練サービス費の注4の(1)の厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び従業者の員数の基準並びに所定単位数に乘じる割合

イ 指定自立訓練（機能訓練）（指定障害福祉サービス基準第百五十五条に規定する指定自立訓練（機能訓練）をいう。）、指定障害者支援施設が行う自立訓練（機能訓練）（規則第六条の六第一号に掲げる自立訓練（機能訓練）をいう。以下同じ。）に係る指定障害福祉サービス又はのぞみの園が行う自立訓練（機能訓練）

ービス又はのぞみの園が行う施設入所支援（以下「指定施設入所支援等」という。）の利用者の数が次の表の上欄に掲げる基準に該当する場合については、所定単位数に乘じる割合を同表の下欄に掲げるところによるものとする。

<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>指定障害者支援施設又はのぞみの園（以下「指定障害者支援施設等」という。）の過去三月間の指定施設入所支援等の利用者の数の平均値が、指定障害者支援施設基準第四十一条に規定する運営規程に定められている利用定員（以下この項において「利用定員」という。）の数に百分の百五を乗じて得た数を超える場合又は次の(1)若しくは(2)に該当する場合</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 利用定員が五十一人以上の指定障害者支援施設等 一日の利用者の数が、利用定員の数に当該利用定員の数から五十を控除した数に百分の五を乗じて得た数に五を加えた数を加えて得た数を超える場合</p>	<p>(略)</p>

六 介護給付費等単位数表第11の1の機能訓練サービス費の注4の(1)の厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び従業者の員数の基準並びに所定単位数に乘じる割合

イ 指定自立訓練（機能訓練）（指定障害福祉サービス基準第百五十五条に規定する指定自立訓練（機能訓練）をいう。）、指定障害者支援施設が行う自立訓練（機能訓練）（規則第六条の六第一号に掲げる自立訓練（機能訓練）をいう。以下同じ。）に係る指定障害福祉サービス又はのぞみの園が行う自立訓練（機能訓練）

(以下「指定自立訓練(機能訓練)等」という。)の利用者の数が次の表の上欄に掲げる基準に該当する場合については、所定単位数に乘じる割合を同表の下欄に掲げるところによるものとする。

<p>(略)</p> <p>指定自立訓練(機能訓練)事業所(指定障害福祉サービス基準第百五十六条第一項に規定する指定自立訓練(機能訓練)事業所をいう。)、指定障害者支援施設又はのぞみの園(以下「指定自立訓練(機能訓練)事業所等」という。)(の指定自立訓練(機能訓練)等の利用者の数が次の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 一日の利用者の数が次の(一)又は(二)のいずれかに該当する場合</p> <p>(一) (略)</p> <p>(二)(一) 利用定員が五十一人以上の指定自立訓練(機能訓練)事業所等 利用定員の数に当該利用定員の数から五十を控除した数に百分の百二十五を乗じて得た数に七十五を加えた数を加えて得た数を超える場合</p>	<p>(略)</p>
--	------------

七 介護給付費等単位数表第12の1の生活訓練サービス費の注5の(1)の厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び従業者の員数の基準並びに所定単位数に乘じる割合

イ 指定自立訓練(生活訓練) (指定障害福祉サービス基準第百六十五条に規定する指定自立訓練(生活訓練)をいう。)、指定障害者支援施設が行う自立訓練(生活訓練) (規則第六条の六第二

(以下「指定自立訓練(機能訓練)等」という。)の利用者の数が次の表の上欄に掲げる基準に該当する場合については、所定単位数に乘じる割合を同表の下欄に掲げるところによるものとする。

<p>(略)</p> <p>指定自立訓練(機能訓練)事業所(指定障害福祉サービス基準第百五十六条第一項に規定する指定自立訓練(機能訓練)事業所をいう。)、指定障害者支援施設又はのぞみの園(以下「指定自立訓練(機能訓練)事業所等」という。)(の指定自立訓練(機能訓練)等の利用者の数が次の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 一日の利用者の数が次の(一)又は(二)のいずれかに該当する場合</p> <p>(一) (略)</p> <p>(二)(一) 利用定員が五十一人以上の指定自立訓練(機能訓練)事業所等 利用定員の数に当該利用定員の数から五十を控除した数に百分の二十五を乗じて得た数に二十五を加えた数を加えて得た数を超える場合</p>	<p>(略)</p>
---	------------

七 介護給付費等単位数表第12の1の生活訓練サービス費の注5の(1)の厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び従業者の員数の基準並びに所定単位数に乘じる割合

イ 指定自立訓練(生活訓練) (指定障害福祉サービス基準第百六十五条に規定する指定自立訓練(生活訓練)をいう。)、指定障害者支援施設が行う自立訓練(生活訓練) (規則第六条の六第二

号に掲げる自立訓練（生活訓練）をいう。以下同じ。）に係る指定障害福祉サービス又はのぞみの園が行う自立訓練（生活訓練）（以下「指定自立訓練（生活訓練）等」という。）の利用者の数が次の表の上欄に掲げる基準に該当する場合については、所定単位数に乘じる割合を同表の下欄に掲げるところによるものとする。

<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>指定自立訓練（生活訓練） 事業所（指定障害福祉サービス基準第六十六条第一項に規定する指定自立訓練（生活訓練） 事業所をいう。）、指定障害者支援施設又はのぞみの園（以下「指定自立訓練（生活訓練） 事業所等」という。）の指定自立訓練（生活訓練）等の利用者の数が次の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 一日の利用者の数が次の(一)又は(二)のいずれかに該当する場合</p> <p>(一) (略)</p> <p>(二)(一) 利用定員が五十一人以上の指定自立訓練（生活訓練） 事業所等 利用定員の数に当該利用定員の数から五十を控除した数に百分の百二十五を乗じて得た数に七十五を加えた数を加えて得た数を超える場合</p>	<p>(略)</p>
<p>ロ 夜間における居住の場の提供を受ける指定自立訓練（生活訓練）等の利用者の数が次の表の上欄に掲げる基準に該当する場合については、所定単位数に乘じる割合を同表の下欄に掲げるところによるものとする</p>	<p>(略)</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>指定自立訓練（生活訓練） 事業所等の夜間における居住</p>	<p>(略)</p>

号に掲げる自立訓練（生活訓練）をいう。以下同じ。）に係る指定障害福祉サービス又はのぞみの園が行う自立訓練（生活訓練）（以下「指定自立訓練（生活訓練）等」という。）の利用者の数が次の表の上欄に掲げる基準に該当する場合については、所定単位数に乘じる割合を同表の下欄に掲げるところによるものとする。

<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>指定自立訓練（生活訓練） 事業所（指定障害福祉サービス基準第六十六条第一項に規定する指定自立訓練（生活訓練） 事業所をいう。）、指定障害者支援施設又はのぞみの園（以下「指定自立訓練（生活訓練） 事業所等」という。）の指定自立訓練（生活訓練）等の利用者の数が次の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 一日の利用者の数が次の(一)又は(二)のいずれかに該当する場合</p> <p>(一) (略)</p> <p>(二)(一) 利用定員が五十一人以上の指定自立訓練（生活訓練） 事業所等 利用定員の数に当該利用定員の数から五十を控除した数に百分の二十五を乗じて得た数に二十五を加えた数を加えて得た数を超える場合</p>	<p>(略)</p>
<p>ロ 夜間における居住の場の提供を受ける指定自立訓練（生活訓練）等の利用者の数が次の表の上欄に掲げる基準に該当する場合については、所定単位数に乘じる割合を同表の下欄に掲げるところによるものとする</p>	<p>(略)</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>指定自立訓練（生活訓練） 事業所等の夜間における居住</p>	<p>(略)</p>

の場の提供を受ける指定自立訓練（生活訓練）等の過去三
月間の利用者の数の平均値が、利用定員の数に百分の百五
を乗じて得た数を超える場合又は次の(1)若しくは(2)に該当
する場合

- (1) (略)
- (2) 利用定員が五十一人以上の指定自立訓練（生活訓練）
事業所等 一日の利用者の数が、利用定員の数に当該利
用定員の数から五十を控除した数に百分の百五を乗じて
得た数に五十五を加えた数を加えて得た数を超える場合

ハ (略)

八 介護給付費等単位数表第13の1の就労移行支援サービス費の注5
の(1)の厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び従業者の員数の
基準並びに所定単位数に乘じる割合

- イ 指定就労移行支援（指定障害福祉サービス基準第七十四条に
規定する指定就労移行支援をいう。）指定障害者支援施設が行
う就労移行支援に係る指定障害福祉サービス又はのぞみの園が行
う就労移行支援（以下「指定就労移行支援等」という。）の利用
者の数が次の表の上欄に掲げる基準に該当する場合については、
所定単位数に乘じる割合を同表の下欄に掲げるところによるもの
とする。

(略)

指定就労移行支援事業所（指定障害福祉サービス基準第
百七十五条第一項に規定する指定就労移行支援事業所をい
う。）指定障害者支援施設又はのぞみの園（以下「指定
就労移行支援事業所等」という。）の指定就労移行支援等

(略)

の場の提供を受ける指定自立訓練（生活訓練）等の過去三
月間の利用者の数の平均値が、利用定員の数に百分の百五
を乗じて得た数を超える場合又は次の(1)若しくは(2)に該当
する場合

- (1) (略)
- (2) 利用定員が五十一人以上の指定自立訓練（生活訓練）
事業所等 一日の利用者の数が、利用定員の数に当該利
用定員の数から五十を控除した数に百分の五を乗じて得
た数に五を加えた数を加えて得た数を超える場合

ハ (略)

八 介護給付費等単位数表第13の1の就労移行支援サービス費の注5
の(1)の厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び従業者の員数の
基準並びに所定単位数に乘じる割合

- イ 指定就労移行支援（指定障害福祉サービス基準第七十四条に
規定する指定就労移行支援をいう。）指定障害者支援施設が行
う就労移行支援に係る指定障害福祉サービス又はのぞみの園が行
う就労移行支援（以下「指定就労移行支援等」という。）の利用
者の数が次の表の上欄に掲げる基準に該当する場合については、
所定単位数に乘じる割合を同表の下欄に掲げるところによるもの
とする。

(略)

指定就労移行支援事業所（指定障害福祉サービス基準第
百七十五条第一項に規定する指定就労移行支援事業所をい
う。）指定障害者支援施設又はのぞみの園（以下「指定
就労移行支援事業所等」という。）の指定就労移行支援等

(略)

- の利用者の数が次の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合
- (1) (略)
- (2) 一日の利用者の数が次の(一)又は(二)のいずれかに該当する場合
- (一) (略)
- (二)(一) 利用定員が五十一人以上の指定就労移行支援事業所等 利用定員の数に当該利用定員の数から五十を控除した数に百分の百二十五を乗じて得た数に七十五を加えた数を加えて得た数を超える場合

ロ (略)

九 介護給付費等単位数表第14の1の就労継続支援A型サービス費の注4の(1)の厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び従業者の員数の基準並びに所定単位数に乘じる割合

イ 指定就労継続支援A型（指定障害福祉サービス基準第百八十五条に規定する指定就労継続支援A型をいう。）又は指定障害者支援施設が行う就労継続支援A型（規則第六条の十第一号に掲げる就労継続支援A型をいう。）に係る指定障害福祉サービス（以下「指定就労継続支援A型等」という。）の利用者の数が次の表の上欄に掲げる基準に該当する場合については、所定単位数に乘じる割合を同表の下欄に掲げるところによるものとする。

(略)

指定就労継続支援A型事業所（指定障害福祉サービス基準第百八十六条第一項に規定する指定就労継続支援A型事業所をいう。）又は指定障害者支援施設（以下「指定就労継続支援A型事業所等」という。）の指定就労継続支援A

(略)

- の利用者の数が次の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合
- (1) (略)
- (2) 一日の利用者の数が次の(一)又は(二)のいずれかに該当する場合
- (一) (略)
- (二)(一) 利用定員が五十一人以上の指定就労移行支援事業所等 利用定員の数に当該利用定員の数から五十を控除した数に百分の二十五を乗じて得た数に二十五を加えた数を加えて得た数を超える場合

ロ (略)

九 介護給付費等単位数表第14の1の就労継続支援A型サービス費の注4の(1)の厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び従業者の員数の基準並びに所定単位数に乘じる割合

イ 指定就労継続支援A型（指定障害福祉サービス基準第百八十五条に規定する指定就労継続支援A型をいう。）又は指定障害者支援施設が行う就労継続支援A型（規則第六条の十第一号に掲げる就労継続支援A型をいう。）に係る指定障害福祉サービス（以下「指定就労継続支援A型等」という。）の利用者の数が次の表の上欄に掲げる基準に該当する場合については、所定単位数に乘じる割合を同表の下欄に掲げるところによるものとする。

(略)

指定就労継続支援A型事業所（指定障害福祉サービス基準第百八十六条第一項に規定する指定就労継続支援A型事業所をいう。）又は指定障害者支援施設（以下「指定就労継続支援A型事業所等」という。）の指定就労継続支援A

(略)

<p>型等の利用者の数が次の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 一日の利用者の数が次の(一)又は(二)のいずれかに該当する場合</p> <p>(一) (略)</p> <p>(二) 利用定員が五十一人以上の指定就労継続支援A型事業所等 利用定員の数に当該利用定員の数から五十を控除した数に百分の百二十五を乗じて得た数に七十五を加えた数を加えて得た数を超える場合</p> <p>ロ (略)</p>	
<p>十 介護給付費等単位数表第15の1の就労継続支援B型サービス費の注5の(1)の厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び従業者の員数の基準並びに所定単位数に乘じる割合</p> <p>イ 指定就労継続支援B型(指定障害福祉サービス基準第百九十八条に規定する指定就労継続支援B型をいう。)又は指定障害者支援施設が行う就労継続支援B型(規則第六条の十第二号に掲げる就労継続支援B型をいう。)に係る指定障害福祉サービス(以下「指定就労継続支援B型等」という。)の利用者の数が次の表の上欄に掲げる基準に該当する場合については、所定単位数に乘じる割合を同表の下欄に掲げるところによるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>指定就労継続支援B型の事業を行う事業所又は指定障害者支援施設(以下「指定就労継続支援B型事業所等」という。)の指定就労継続支援B型等の利用者の数が次の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合</p>	<p>(略)</p> <p>(略)</p>

<p>型等の利用者の数が次の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 一日の利用者の数が次の(一)又は(二)のいずれかに該当する場合</p> <p>(一) (略)</p> <p>(二) 利用定員が五十一人以上の指定就労継続支援A型事業所等 利用定員の数に当該利用定員の数から五十を控除した数に百分の二十五を乗じて得た数に二十五を加えた数を加えて得た数を超える場合</p> <p>ロ (略)</p>	
<p>十 介護給付費等単位数表第15の1の就労継続支援B型サービス費の注5の(1)の厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び従業者の員数の基準並びに所定単位数に乘じる割合</p> <p>イ 指定就労継続支援B型(指定障害福祉サービス基準第百九十八条に規定する指定就労継続支援B型をいう。)又は指定障害者支援施設が行う就労継続支援B型(規則第六条の十第二号に掲げる就労継続支援B型をいう。)に係る指定障害福祉サービス(以下「指定就労継続支援B型等」という。)の利用者の数が次の表の上欄に掲げる基準に該当する場合については、所定単位数に乘じる割合を同表の下欄に掲げるところによるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>指定就労継続支援B型の事業を行う事業所又は指定障害者支援施設(以下「指定就労継続支援B型事業所等」という。)の指定就労継続支援B型等の利用者の数が次の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合</p>	<p>(略)</p> <p>(略)</p>

ロ (略)	(2) (1) (略) 一日の利用者の数が次の(一)又は(二)のいずれかに該当する場合 (一) (略) (二) 利用定員が五十一人以上の指定就労継続支援B型事業所等 利用定員の数に当該利用定員の数から五十を控除した数に百分の百二十五を乗じて得た数に七十五を加えた数を加えて得た数を超える場合

ロ (略)	(2) (1) (略) 一日の利用者の数が次の(一)又は(二)のいずれかに該当する場合 (一) (略) (二) 利用定員が五十一人以上の指定就労継続支援B型事業所等 利用定員の数に当該利用定員の数から五十を控除した数に百分の二十五を乗じて得た数に二十五を加えた数を加えて得た数を超える場合

改 正 案	現 行
<p>一 指定療養介護の施設基準</p> <p>イ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号）別表介護給付費等単位数表（以下「介護給付費等単位数表」という。）第5の1のイの(1)の療養介護サービス費(I)を算定すべき指定療養介護の単位（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第七十一号。以下「指定障害福祉サービス基準」という。）第五十条第三項に規定する指定療養介護の単位をいう。以下同じ。）の施設基準</p> <p>当該指定療養介護の単位（指定障害福祉サービス基準第五十条第七項又は第八項の規定により同条第一項から第六項までに規定する基準を満たしているものとみなされた指定療養介護事業所の単位を除く。）ごとに置くべき指定障害福祉サービス基準第五十条第一項第三号に規定する生活支援員（以下この号において「生活支援員」という。）の員数が、常勤換算方法（指定障害福祉サービス基準第二条第十五号又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第七十二号。以下「指定障害者支援施設基準」という。）第二条第十五号に規定する常勤換算方法をいう。以下同じ。）で、前年度の</p>	<p>一 指定療養介護の施設基準</p> <p>イ 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号）別表介護給付費等単位数表（以下「介護給付費等単位数表」という。）第5の1のイの(1)の療養介護サービス費(I)を算定すべき指定療養介護の単位（障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第七十一号。以下「指定障害福祉サービス基準」という。）第五十条第三項に規定する指定療養介護の単位をいう。以下同じ。）の施設基準</p> <p>当該指定療養介護の単位（指定障害福祉サービス基準第五十条第七項又は第八項の規定により同条第一項から第六項までに規定する基準を満たしているものとみなされた指定療養介護事業所の単位を除く。）ごとに置くべき指定障害福祉サービス基準第五十条第一項第三号に規定する生活支援員（以下この号において「生活支援員」という。）の員数が、常勤換算方法（指定障害福祉サービス基準第二条第十五号又は障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第七十二号。以下「指定障害者支援施設基準」という。）第二条第十五号に規定する常勤換算方法をいう。以下同じ。）で、前年度の利用者（介護給付費等単位数表第5の1の注2に規定する者を除く。ロの(1)、ハの(1)及びニの(1)において同じ。）の数の平均値を二で除して得た数以上であること。</p>

利用者（介護給付費等単位数表第5の1の注2に規定する者を除く。ロの(1)、ハの(1)及びニの(1)において同じ。）の数の平均値を二で除して得た数以上であること。

ロ（チ）（略）

二 指定生活介護等の施設基準

イ 介護給付費等単位数表第6の1のハの経過的生活介護サービス費を算定すべき指定生活介護の施設基準

指定障害者支援施設基準第四条の二の規定により、指定障害者支援施設基準第四条第一号及び第六号の基準を満たしているときみなされた指定障害者支援施設（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第二十九条第一項に規定する指定障害者支援施設をいう。以下同じ。）であること。

ロ（ホ）（略）

三（略）

四 指定自立訓練（生活訓練）の施設基準

イ（略）

ロ 介護給付費等単位数表第12の5の短期滞在加算を算定すべき指定自立訓練（生活訓練）事業所等の施設基準

(1) 短期滞在加算(I)を算定すべき場合の施設基準

(一) 居室の定員が四人以下（指定障害者支援施設基準附則第十六条の規定による指定障害者支援施設（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第二十九条第一項に規定する指定障害者支援施設をいう。）が行う場合にあつては、原則として四人以下）であること。

(二)（四）（略）

(2)（略）

ロ（チ）（略）

二 指定生活介護等の施設基準

イ 介護給付費等単位数表第6の1のハの経過的生活介護サービス費を算定すべき指定生活介護の施設基準

指定障害者支援施設基準第四条の二の規定により、指定障害者支援施設基準第四条第一号及び第六号の基準を満たしているときみなされた指定障害者支援施設（障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第二十九条第一項に規定する指定障害者支援施設をいう。以下同じ。）であること。

ロ（ホ）（略）

三（略）

四 指定自立訓練（生活訓練）の施設基準

イ（略）

ロ 介護給付費等単位数表第12の5の短期滞在加算を算定すべき指定自立訓練（生活訓練）事業所等の施設基準

(1) 短期滞在加算(I)を算定すべき場合の施設基準

(一) 居室の定員が四人以下（指定障害者支援施設基準附則第十六条の規定による指定障害者支援施設（障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第二十九条第一項に規定する指定障害者支援施設をいう。）が行う場合にあつては、原則として四人以下）であること。

(二)（四）（略）

(2)（略）

八・二
(略)

八・二
(略)

下この号において同じ。)にあつては、その配偶者に限る。)について指定障害福祉サービス等(法第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス等をいう。以下この号において同じ。)のあつた月の属する年度(指定障害福祉サービス等のあつた月が四月から六月までの場合にあつては、前年度)分の地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の規定による市町村民税(同法の規定による特別区民税を含む。)の同法第二百九十二条第一項第二号に掲げる所得割(同法第三百二十八条の規定によつて課する所得割を除く。)の額(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則(平成十八年厚生労働省令第十九号)第二十六条の二に掲げる規定による控除をされるべき金額があるときは、当該金額を加算した額とする。)を合算した額が二十八万円(特定支給決定障害者にあつては、十六万円)未満である者並びに同令第十七条第二号から第四号までに掲げる支給決定障害者等である利用者に対して行われる場合にあつては、平成二十七年三月三十一日までの間、一日につき六十八単位を加算する。

二
ハ (略)

ビス等(法第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス等をいう。以下この号において同じ。)のあつた月の属する年度(指定障害福祉サービス等のあつた月が四月から六月までの場合にあつては、前年度)分の地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の規定による市町村民税(同法の規定による特別区民税を含む。)の同法第二百九十二条第一項第二号に掲げる所得割(同法第三百二十八条の規定によつて課する所得割を除く。)の額(障害者自立支援法施行規則(平成十八年厚生労働省令第十九号)第二十六条の二に掲げる規定による控除をされるべき金額があるときは、当該金額を加算した額とする。)を合算した額が二十八万円(特定支給決定障害者にあつては、十六万円)未満である者並びに同令第十七条第二号から第四号までに掲げる支給決定障害者等である利用者に対して行われる場合にあつては、平成二十七年三月三十一日までの間、一日につき六十八単位を加算する。

二
ハ (略)

○障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準第百七十一条並びに第百八十四条において準用する同令第二十二條及び第百四十四條に規定する厚生労働大臣が定める者等（平成十八年厚生労働省告示第五百五十三号）新旧対照表（第三十三）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営 に関する基準第百七十一条並びに第百八十四条において準用す る同令第二十二條及び第百四十四條に規定する厚生労働大臣が 定める者等</p> <p>一 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に 基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関す る基準（平成十八年厚生労働省令第百七十一号。以下「指定障害福 祉サービス基準」という。）第百七十一条並びに第百八十四条にお いて準用する指定障害福祉サービス基準第二十二條及び第百四十四 條第二項に規定する厚生労働大臣が定める者</p> <p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施 行令第十七條第二号に規定する厚生労働大臣が定める者（平成二十 二年厚生労働省告示第百七十七号）第二号に掲げる者</p> <p>二 指定障害福祉サービス基準附則第三条第二項及び障害者の日常生 活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サ ービス事業の設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令 第百七十四号。以下「障害福祉サービス基準」という。）附則第二 條第二項に規定する厚生労働大臣が定める者</p> <p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に</p>	<p>障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、 設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第百七十一 号。以下「指定障害福祉サービス基準」という。）第百七十一条並 びに第百八十四条において準用する指定障害福祉サービス基準第二 十二條及び第百四十四條に規定する厚生労働大臣が定める者</p> <p>障害者自立支援法施行令第十七條第二号に規定する厚生労働大臣 が定める者（平成二十二年厚生労働省告示第百七十七号）第二号及 び第三号に掲げる者</p> <p>二 指定障害福祉サービス基準附則第三条第二項及び障害者自立支援 法に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準（平 成十八年厚生労働省令第百七十四号。以下「障害福祉サービス基準 」という。）附則第二条第二項に規定する厚生労働大臣が定める者</p> <p>障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当 障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八</p>

基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号）別表介護給付費等単位数表（以下「介護給付費等単位数表」という。）第5の1の注2に定める者

三 指定障害福祉サービス基準附則第四条第一項第一号、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第七十二号。以下「指定障害者支援施設基準」という。）第四条第一項第一号のイの(2)の(一)の(i)及び附則第三条第一項第一号、障害福祉サービス基準附則第三条第一項第一号並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設定及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第七十七号。以下「障害者支援施設基準」という。）第十一条第一項第二号のイの(2)の(一)の(i)及び附則第三条第一項第一号に規定する厚生労働大臣が定める者
介護給付費等単位数表第6の1の注1の(3)、(4)又は(5)に定める者

年厚生労働省告示第五百二十三号）別表介護給付費等単位数表（以下「介護給付費等単位数表」という。）第5の1の注2に定める者

三 指定障害福祉サービス基準附則第四条第一項第一号、障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第七十二号。以下「指定障害者支援施設基準」という。）第四条第一項第一号のイの(2)の(一)の(i)及び附則第三条第一項第一号、障害福祉サービス基準附則第三条第一項第一号並びに障害者自立支援法に基づく障害者支援施設の設定及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第七十七号。以下「障害者支援施設基準」という。）第十一条第一項第二号のイの(2)の(一)の(i)及び附則第三条第一号に規定する厚生労働大臣が定める者
介護給付費等単位数表第6の1の注1の(3)、(4)又は(5)に定める者

改 正 案	現 行
<p>一 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号）別表介護給付費等単位数表（以下「介護給付費等単位数表」という。）第5の1の注2の厚生労働大臣が定める者</p> <p>次のイ又はロに該当する者</p> <p>イ 平成十八年九月三十日において障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成二十二年法律第七十一号。以下「整備法」という。）第五条による改正前の児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号。以下「旧児童福祉法」という。）第四十二条に規定する知的障害児施設、旧児童福祉法第四十三条の三に規定する肢体不自由児施設及び旧児童福祉法第四十三条の四に規定する重症心身障害児施設（以下「知的障害児施設等」という。）に入所していた者又は指定医療機関（旧児童福祉法第七条第六項及び身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十八条第二項に規定する指定医療機関をいう。以下同じ。）に入院していた者のうち、同年十月一日以降当該知的障害児施設等又は指定医療機関から継続して一以上の他の指定療養介護事業所（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第七十一号。以下「指定障害福祉サービス基準</p>	<p>一 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号）別表介護給付費等単位数表（以下「介護給付費等単位数表」という。）第5の1の注2の厚生労働大臣が定める者</p> <p>次のイ又はロに該当する者</p> <p>イ 平成十八年九月三十日において障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成二十二年法律第七十一号。以下「整備法」という。）第五条による改正前の児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号。以下「旧児童福祉法」という。）第四十二条に規定する知的障害児施設、旧児童福祉法第四十三条の三に規定する肢体不自由児施設及び旧児童福祉法第四十三条の四に規定する重症心身障害児施設（以下「知的障害児施設等」という。）に入所していた者又は指定医療機関（旧児童福祉法第七条第六項及び身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十八条第二項に規定する指定医療機関をいう。以下同じ。）に入院していた者のうち、同年十月一日以降当該知的障害児施設等又は指定医療機関から継続して一以上の他の指定療養介護事業所（障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第七十一号。以下「指定障害福祉サービス基準」という。）第五十条第一項に規定する指定</p>

「と。）」第五十条第一項に規定する指定療養介護事業所をいう。）」を利用してゐる者又は知的障害児施設等若しくは指定医療機関を退所若しくは退院した後に指定療養介護事業所を利用する者

ロ (略)

二 介護給付費等単位数表第6の1の注1(3)及び第10の1の注1(3)の厚生労働大臣が定める者

次のイ又はロに該当する者

イ 特定旧法指定施設（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号。以下「法」という。）附則第二十一条第一項に規定する特定旧法指定施設をいう。以下同じ。）に入所した者のうち、当該特定旧法指定施設から継続して一以上の他の指定障害者支援施設（法第二十九条第一項に規定する指定障害者支援施設をいう。）若しくはこのぞみの園（独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成十四年法律第六十七号）第十一条第一号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設をいう。）（以下「指定障害者支援施設等」という。）に入所してゐる者若しくは当該特定旧法指定施設から継続して一以上の他の指定生活介護事業所（指定障害福祉サービス基準第七十八条第一項に規定する指定生活介護事業所をいう。）を利用してゐる者又は当該特定旧法指定施設、当該指定障害者支援施設等若しくは当該指定生活介護事業所を退所した後に指定障害者支援施設等に再度入所する者若しくは指定生活介護事業所を再度利用する者及び前号に掲げる者

ロ (略)

療養介護事業所をいう。）」を利用してゐる者又は知的障害児施設等若しくは指定医療機関を退所若しくは退院した後に指定療養介護事業所を利用する者

ロ (略)

二 介護給付費等単位数表第6の1の注1(3)、同注(4)及び第10の1の注1(3)の厚生労働大臣が定める者

次のイ又はロに該当する者

イ 特定旧法指定施設（障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号。以下「法」という。）附則第二十一条第一項に規定する特定旧法指定施設をいう。以下同じ。）に入所した者のうち、当該特定旧法指定施設から継続して一以上の他の指定障害者支援施設（法第二十九条第一項に規定する指定障害者支援施設をいう。）若しくはこのぞみの園（独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成十四年法律第六十七号）第十一条第一号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設をいう。）（以下「指定障害者支援施設等」という。）に入所してゐる者若しくは当該特定旧法指定施設から継続して一以上の他の指定生活介護事業所（指定障害福祉サービス基準第七十八条第一項に規定する指定生活介護事業所をいう。）を利用してゐる者又は当該特定旧法指定施設、当該指定障害者支援施設等若しくは当該指定生活介護事業所を退所した後に指定障害者支援施設等に再度入所する者若しくは指定生活介護事業所を再度利用する者及び前号に掲げる者

ロ (略)

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十四条の二十第二項第二号（同法第二十四条の二十四第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する厚生労働大臣が定める額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>一 二十歳未満の者（次号に掲げる者を除く。） 児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七十四号）第二十七条の十三第二項に規定する家計における一人当たりの平均的な支出額として厚生労働大臣が定める額から同項第一号に掲げる額、同項第二号に掲げる額（同号に規定する食事療養標準負担額（健康保険法（大正十一年法律第七十一号）第八十五条第二項に規定する食事療養標準負担額をいう。以下同じ。）の合計額を除く。以下同じ。）及び同項第三号に掲げる額の合計額を控除して得た額（その額が零を下回る場合は、零とする。）</p> <p>二 二十歳未満の者のうち、被保護者又は要保護者である者であつて</p>	<p>児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十四条の二十第二項第二号（同法第二十四条の二十四第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する厚生労働大臣が定める額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>一 食事療養（健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十三条第二項第一号に規定する食事療養をいう。）に係る障害児入所医療（児童福祉法第二十四条の二十第一項に規定する障害児入所医療をいう。以下同じ。）を受ける者 次のイからハまでに掲げる者の区分に応じ、それぞれイからハまでに定める額</p> <p>イ ロ及びハに掲げる者以外の者 食事療養標準負担額（健康保険法第八十五条第二項に規定する食事療養標準負担額をいう。以下同じ。）</p> <p>ロ 二十歳未満の者（ハに掲げる者を除く。） 児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七十四号）第二十七条の十三第二項に規定する家計における一人当たりの平均的な支出額として厚生労働大臣が定める額から同項第一号に掲げる額、同項第二号に掲げる額（同号に規定する食事療養標準負担額の合計額を除く。以下同じ。）及び同項第三号に掲げる額の合計額を控除して得た額（その額が零を下回る場合は、零とする。）</p> <p>ハ 二十歳未満の者のうち、被保護者又は要保護者である者であ</p>

かつ、食事療養標準負担額を負担することとしたならば保護を必要とする状態となるものであつてこの号に定める額を負担することとしたならば保護を必要としない状態となるもの 零

つて、かつ、食事療養標準負担額を負担することとしたならば保護を必要とする状態となるものであつてこのハに定める額を負担することとしたならば保護を必要としない状態となるもの 零

二 生活療養（健康保険法第六十三条第二項第二号に規定する生活療養をいう。）に係る障害児入所医療を受ける者 次のイからハまでに掲げる者の区分に応じ、それぞれイからハまでに定める額
イ ロ及びハに掲げる者以外の者 生活療養標準負担額（健康保険法第八十五条の二第二項に規定する生活療養標準負担額をいう。以下同じ。）

ロ 被保護者 一万四千八百八十円（生活療養標準負担額が一万四千八百八十円を下回るときは、当該生活療養標準負担額）

ハ 要保護者である者であつて、かつ、生活療養標準負担額を負担することとしたならば保護を必要とする状態となるものであつてこのハに定める額を負担することとしたならば保護を必要としない状態となるもの 零

○障害者自立支援法第五十八条第三項第三号の厚生労働大臣が定める額（平成十八年厚生労働省告示第五百七十一号）新旧対照表（第三十六）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 第五十八条第三項第三号の厚生労働大臣が定める額</p> <p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号。以下「法」という。）第五十八条第三項第三号の厚生労働大臣が定める額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>一・二（略）</p>	<p>障害者自立支援法第五十八条第三項第三号の厚生労働大臣が定める額</p> <p>障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号。以下「法」という。）第五十八条第三項第三号の厚生労働大臣が定める額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>一・二（略）</p>

○障害児に係る厚生労働大臣が定める区分（平成十八年厚生労働省告示第五百七十二号）新旧対照表（第三十七）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号）別表介護給付費等単位数表の第7の1の短期入所サービス費の注3の厚生労働大臣が定める区分は、次の各号に掲げる区分とし、各区分に該当する障害児の障害の程度は、それぞれ当該各号に定める程度であると市町村が認める程度とする。</p> <p>一〇三（略）</p>	<p>障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号）別表介護給付費等単位数表の第7の1の短期入所サービス費の注3の厚生労働大臣が定める区分は、次の各号に掲げる区分とし、各区分に該当する障害児の障害の程度は、それぞれ当該各号に定める程度であると市町村が認める程度とする。</p> <p>一〇三（略）</p>

○障害者自立支援法施行令第二十一条第一項第一号の規定に基づき厚生労働大臣が定める食費等の負担限度額の算定方法（平成十九年厚生労働省告示第百三十三号） 新旧対照表（第三十八）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第二十一条第一項第一号の規定に基づき厚生労働大臣が定める食費等の負担限度額の算定方法</p> <p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成十八年政令第十号。以下「令」という。）第二十一条第一項第一号に規定する厚生労働大臣が定める方法により算定する額は、次の各号に掲げる特定障害者（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号。以下「法」という。）第三十四条第一項に規定する特定障害者をいう。以下同じ。）の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>一 二十歳以上である特定障害者 次のイからニまでに掲げる特定障害者の区分に応じ、それぞれイからニまでに掲げる額</p> <p>イ 認定月収額（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成十八年厚生労働省令第十九号）附則第十一条の二第一号に規定する認定月収額をいう。以下同じ。）から、次の表の上欄に掲げる就労収入（工賃（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第七十四号）第四十四条に規定する工賃をいう。）、賃金その他の就労による収入をいう。以下同じ。）の額の区分に応じ、同表の下欄に掲げる額を控除して得た額（その額が零を下回る場</p>	<p>障害者自立支援法施行令第二十一条第一項第一号の規定に基づき厚生労働大臣が定める食費等の負担限度額の算定方法</p> <p>障害者自立支援法施行令（平成十八年政令第十号。以下「令」という。）第二十一条第一項第一号に規定する厚生労働大臣が定める方法により算定する額は、次の各号に掲げる特定障害者（障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号。以下「法」という。）第三十四条第一項に規定する特定障害者をいう。以下同じ。）の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>一 二十歳以上である特定障害者 次のイからニまでに掲げる特定障害者の区分に応じ、それぞれイからニまでに掲げる額</p> <p>イ 認定月収額（障害者自立支援法施行規則（平成十八年厚生労働省令第十九号）附則第十一条の二第一号に規定する認定月収額をいう。以下同じ。）から、次の表の上欄に掲げる就労収入（工賃（障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第七十四号）第四十四条に規定する工賃をいう。）、賃金その他の就労による収入をいう。以下同じ。）の額の区分に応じ、同表の下欄に掲げる額を控除して得た額（その額が零を下回る場合には、零とする。以下「控除後認定月収額」という。）が六万六千六百六十七円を超え</p>

合には、零とする。以下「控除後認定月収額」という。）が六万六千六百六十七円を超える特定障害者（ハ及びニに掲げる者を除く。） 六万六千六百六十七円から別表第一の上欄に掲げる特定障害者の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額を控除して得た額及び控除後認定月収額から六万六千六百六十七円を控除して得た額に二分の一を乗じて得た額の合計額（その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）

ロ（二）（略）

二（略）

る特定障害者（ハ及びニに掲げる者を除く。） 六万六千六百六十七円から別表第一の上欄に掲げる特定障害者の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額を控除して得た額及び控除後認定月収額から六万六千六百六十七円を控除して得た額に二分の一を乗じて得た額の合計額（その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）

ロ（二）（略）

二（略）

○障害者自立支援法施行令第四十二条の四第二項の規定に基づき家計における一人当たりの平均的な支出額として厚生労働大臣が定める額（平成十九年厚生労働省告示第百二十四号）新旧対照表（第三十九）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第四十二条の四第二項の規定に基づき家計における一人当たりの平均的な支出額として厚生労働大臣が定める額</p>	<p>障害者自立支援法施行令第四十二条の四第二項の規定に基づき家計における一人当たりの平均的な支出額として厚生労働大臣が定める額</p>
<p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成十八年政令第十号。以下「令」という。）第四十二条の四第二項に規定する家計における一人当たりの平均的な支出額として支給決定障害者の所得の状況等を勘案して厚生労働大臣が定める額は、次の表の上欄に掲げる支給決定障害者（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第七十条第二項又は第七十一条第二項において読み替えて準用する同法第五十八条第三項第一号に規定する支給決定障害者をいう。以下同じ。）の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める額とする。平成二十七年三月三十一日までの間は、表の二の項中「第四十二条の四第一項第二号」とあるのは、「第四十二条の四第一項第一号に掲げる者のうち、支給決定障害者及び支給決定障害者と同じの世帯に属する者の地方税法（昭和二十五年法律第百二十六号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。）の同法第二百九十二条第一項第二号に掲げる所得割（同法第三百二十八条の規定によって課する所得割を除く。）の額（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成十八年厚生労働省令第十九号）第二十六条の二に掲げる規定による控除をされるべき金額があるときは、当</p>	<p>障害者自立支援法施行令（平成十八年政令第十号。以下「令」という。）第四十二条の四第二項に規定する家計における一人当たりの平均的な支出額として支給決定障害者の所得の状況等を勘案して厚生労働大臣が定める額は、次の表の上欄に掲げる支給決定障害者（障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第七十条第二項又は第七十一条第二項において読み替えて準用する同法第五十八条第三項第一号に規定する支給決定障害者をいう。以下同じ。）の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める額とする。</p>

該金額を加算した額とする。)を合算した額が二十八万円未満であるもの又は令第四十二条の四第一項第二号」とする。

(削除)

附則

平成二十七年三月三十一日までの間は、表の二の項中「第四十二条の四第一項第二号」とあるのは、「第四十二条の四第一項第一号に掲げる者のうち、支給決定障害者及び支給決定障害者と同一の世帯に属する者の地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の規定による市町村民税(同法の規定による特別区民税を含む。)の同法第二百九十二条第一項第二号に掲げる所得割(同法第三百二十八条の規定によつて課する所得割を除く。)の額(障害者自立支援法施行規則(平成十八年厚生労働省令第十九号)第二十六条の二に掲げる規定による控除をされるべき金額があるときは、当該金額を加算した額とする。)を合算した額が二十八万円未満であるもの又は令第四十二条の四第一項第二号」とする。

改 正 案	現 行
<p>第一～第三（略） 第四 在宅医療 一～四の三（略） 四の四 介護職員等喀痰吸引等指示料に規定する別に厚生労働大臣が定める者 (1)～(7)（略） (8) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第七十一号）第四条第一項に規定する指定居宅介護の事業、同条第二項に規定する重度訪問介護に係る指定障害福祉サービスの事業、同条第三項に規定する同行援護に係る指定障害福祉サービスの事業又は同条第四項に規定する行動援護に係る指定障害福祉サービスの事業を行う者、同令第四十四条第一項に規定する基準該当居宅介護事業者、同令第四十八条第二項の重度訪問介護、同行援護及び行動援護に係る基準該当障害福祉サービスの事業を行う者、同令第七十八条第一項に規定する指定生活介護事業者、同令第九十四条第一項に規定する基準該当生活介護事業者、同令第一百八条第一項に規定する指定短期入所事業者（医療機関が行う場合及び医師を置くこととされている場合を除く。）、同令第二百二十五条の二に規定する基準該当短期入所事業者（医療機関が行う場合及び医師を置くこととされている場合を除く。）、同令第二百二十七条第一項に規定する指定重度障害者等包括支</p>	<p>第一～第三（略） 第四 在宅医療 一～四の三（略） 四の四 介護職員等喀痰吸引等指示料に規定する別に厚生労働大臣が定める者 (1)～(7)（略） (8) 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第七十一号）第四条第一項に規定する指定居宅介護の事業、同条第二項に規定する重度訪問介護に係る指定障害福祉サービスの事業、同条第三項に規定する同行援護に係る指定障害福祉サービスの事業又は同条第四項に規定する行動援護に係る指定障害福祉サービスの事業を行う者、同令第四十四条第一項に規定する基準該当居宅介護事業者、同令第四十八条第二項の重度訪問介護、同行援護及び行動援護に係る基準該当障害福祉サービスの事業を行う者、同令第七十八条第一項に規定する指定生活介護事業者、同令第九十四条第一項に規定する基準該当生活介護事業者、同令第一百八条第一項に規定する指定短期入所事業者（医療機関が行う場合及び医師を置くこととされている場合を除く。）、同令第二百二十五条の二に規定する基準該当短期入所事業者（医療機関が行う場合及び医師を置くこととされている場合を除く。）、同令第二百二十七条第一項に規定する指定重度障害者等包括支援事業者、同令第三百三十八条に規定する指定</p>

援事業者、同令第三百三十八条に規定する指定共同生活介護事業者、同令第五百五十六条に規定する指定自立訓練（機能訓練）事業者、同令第六百六十三条に規定する基準該当自立訓練（機能訓練）事業者、同令第六百六十六条第一項に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業者、同令第七十二条第一項に規定する基準該当自立訓練（生活訓練）事業者、同令第七十五条第一項に規定する指定就労移行支援事業者、同令第八十六条第一項に規定する指定就労継続支援A型事業者、同令第二百一条第一項に規定する指定就労継続支援B型事業者、同令第二百三条第一項に規定する基準該当就労継続支援B型事業者及び同令第二百八条に規定する指定共同生活援助事業者

(略)

(10) (9) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第五条第二十五項に規定する移動支援事業を行う者、同条第二十六項に規定する地域活動支援センターを経営する事業を行う者、同条第二十七項に規定する福祉ホームを経営する事業を行う者並びに同法第七十七条及び第七十八条に規定する地域生活支援事業を行う者（同法第五条第二十五項に規定する移動支援事業を行う者、同条第二十六項に規定する地域活動支援センターを経営する事業を行う者及び同条第二十七項に規定する福祉ホームを経営する事業を行う者を除く。）

五〇八 (略)

第五〇第十三の二

第十四 歯科矯正

一 (略)

二 顎口腔機能診断料（顎変形症（顎離断等の手術を必要とするも

共同生活介護事業者、同令第五百五十六条に規定する指定自立訓練（機能訓練）事業者、同令第六百六十三条に規定する基準該当自立訓練（機能訓練）事業者、同令第六百六十六条第一項に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業者、同令第七十二条第一項に規定する基準該当自立訓練（生活訓練）事業者、同令第七十五条第一項に規定する指定就労移行支援事業者、同令第八十六条第一項に規定する指定就労継続支援A型事業者、同令第二百一条第一項に規定する指定就労継続支援B型事業者、同令第二百三条第一項に規定する基準該当就労継続支援B型事業者及び同令第二百八条に規定する指定共同生活援助事業者

(略)

(10) (9) 障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第五条第二十五項に規定する移動支援事業を行う者、同条第二十六項に規定する地域活動支援センターを経営する事業を行う者、同条第二十七項に規定する福祉ホームを経営する事業を行う者並びに同法第七十七条及び第七十八条に規定する地域生活支援事業を行う者（同法第五条第二十五項に規定する移動支援事業を行う者、同条第二十六項に規定する地域活動支援センターを経営する事業を行う者及び同条第二十七項に規定する福祉ホームを経営する事業を行う者を除く。）

五〇八 (略)

第五〇第十三の二

第十四 歯科矯正

一 (略)

二 顎口腔機能診断料（顎変形症（顎離断等の手術を必要とするも

のに限る。)の手術前後における歯科矯正に係るもの)の施設基準

(1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則(平成十八年厚生労働省令第十九号)第三十六条第一号及び第二号に規定する医療について、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五十四条第二項に規定する都道府県知事の指定を受けた医療機関(歯科矯正に関する医療を担当するものに限る。)であること。

(2)・(3) (略)

第十四の二(第十七 (略))

のに限る。)の手術前後における歯科矯正に係るもの)の施設基準

(1) 障害者自立支援法施行規則(平成十八年厚生労働省令第十九号)第三十六条第一号及び第二号に規定する医療について、障害者自立支援法第五十四条第二項に規定する都道府県知事の指定を受けた医療機関(歯科矯正に関する医療を担当するものに限る。)であること。

(2)・(3) (略)

第十四の二(第十七 (略))

○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第十四条第一項の支援給付等に係る厚生労働省告示の適用に関する告示（平成二十年厚生労働省告示第二百四号）新旧対照表（第四十一）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第一項の支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成十九年法律第二百二十七号）附則第四条第一項の支援給付を含む。以下「支援給付」という。）が行われる場合における次に掲げる厚生労働省告示の規定の適用については、支援給付を生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）による保護と、支援給付を受けている者を同法第六条第一項に規定する被保護者と、支援給付を必要とする状態にある者を同条第二項に規定する要保護者とみなす。</p> <p>一〇五（略）</p> <p>六 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五十八条第三項第二号の厚生労働大臣が定める額（平成十八年厚生労働省告示第五百五十六号）</p> <p>七 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七十条第二項及び第七十一条第二項において準用する同法第五十八条第三項第二号の厚生労働大臣が定める額（平成十八年厚生労働省告示第五百二十五号）</p> <p>八 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七十条第二項及び第七十一条第二項において準用する同法第五十八条第三項第三号の厚生労働大臣が定める額（平成十八年厚生労働省告示第五百二十六号）</p>	<p>中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第一項の支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成十九年法律第二百二十七号）附則第四条第一項の支援給付を含む。以下「支援給付」という。）が行われる場合における次に掲げる厚生労働省告示の規定の適用については、支援給付を生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）による保護と、支援給付を受けている者を同法第六条第一項に規定する被保護者と、支援給付を必要とする状態にある者を同条第二項に規定する要保護者とみなす。</p> <p>一〇五（略）</p> <p>六 障害者自立支援法第五十八条第三項第二号の厚生労働大臣が定める額（平成十八年厚生労働省告示第五百五十六号）</p> <p>七 障害者自立支援法第七十条第二項及び第七十一条第二項において準用する同法第五十八条第三項第二号の厚生労働大臣が定める額（平成十八年厚生労働省告示第五百二十五号）</p> <p>八 障害者自立支援法第七十条第二項及び第七十一条第二項において準用する同法第五十八条第三項第三号の厚生労働大臣が定める額（平成十八年厚生労働省告示第五百二十六号）</p>

九 (略)

十 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五十八条第三項第三号の厚生労働大臣が定める額（平成十八年厚生労働省告示第五百七十一号）

十一 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第二十一条の三第一項第一号の規定に基づき厚生労働大臣が定める食費等の負担限度額の算定方法（平成十九年厚生労働省告示第百三十三号）

十二 (略)

九 (略)

十 障害者自立支援法第五十八条第三項第三号の厚生労働大臣が定める額（平成十八年厚生労働省告示第五百七十一号）

十一 障害者自立支援法施行令第二十一条の三第一項第一号の規定に基づき厚生労働大臣が定める食費等の負担限度額の算定方法（平成十九年厚生労働省告示第百三十三号）

十二 (略)

○経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定に基づく看護及び介護分野におけるインドネシア人看護師等の受入れの実施に関する指針（平成二十年厚生労働省告示第三百十二号）新旧対照表（第四十二）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>別表第一 一〇四（略） 五 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する障害者支援施設又は福祉ホーム</p> <p>別表第二 一〇三（略） 四 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する障害福祉サービス事業のうち短期入所、生活介護、自立訓練、就労移行支援若しくは就労継続支援若しくは同法第七十七條第一項第九号の事業に相当する事業を行う施設又は地域活動支援センター</p> <p>五（略）</p> <p>別表第三 一〇七（略） 八 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号）別表第6の3、別表第11の1の2、別表第12の1の2、別表第13の9、別表第14の8及び別表第15の9</p> <p>九〇十一（略）</p>	<p>別表第一 一〇四（略） 五 障害者自立支援法に規定する障害者支援施設又は福祉ホーム</p> <p>別表第二 一〇三（略） 四 障害者自立支援法に規定する障害福祉サービス事業のうち短期入所、生活介護、自立訓練、就労移行支援若しくは就労継続支援若しくは同法第七十七條第一項第四号の事業に相当する事業を行う施設又は地域活動支援センター</p> <p>五（略）</p> <p>別表第三 一〇七（略） 八 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号）別表第6の3、別表第11の1の2、別表第12の1の2、別表第13の9、別表第14の8及び別表第15の9</p> <p>九〇十一（略）</p>

○経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定に基づく看護及び介護分野におけるフィリピン人看護師等の受入れの実施に関する指針（平成二十年厚生労働省告示第五百九号）新旧対照表（第四十三）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>別表第一</p> <p>一〇四（略）</p> <p>五 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する障害者支援施設又は福祉ホーム</p> <p>別表第二</p> <p>一〇三（略）</p> <p>四 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する障害福祉サービス事業のうち短期入所、生活介護、自立訓練、就労移行支援若しくは就労継続支援若しくは同法第七十七條第一項第四号の事業に相当する事業を行う施設又は地域活動支援センター</p> <p>五（略）</p> <p>別表第三</p> <p>一〇七（略）</p> <p>八 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号）別表第6の3、別表第11の1の2、別表第12の1の2、別表第13の9、別表第14の8及び別表第15の9</p> <p>九〇十一（略）</p>	<p>別表第一</p> <p>一〇四（略）</p> <p>五 障害者自立支援法に規定する障害者支援施設又は福祉ホーム</p> <p>別表第二</p> <p>一〇三（略）</p> <p>四 障害者自立支援法に規定する障害福祉サービス事業のうち短期入所、生活介護、自立訓練、就労移行支援若しくは就労継続支援若しくは同法第七十七條第一項第四号の事業に相当する事業を行う施設又は地域活動支援センター</p> <p>五（略）</p> <p>別表第三</p> <p>一〇七（略）</p> <p>八 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号）別表第6の3、別表第11の1の2、別表第12の1の2、別表第13の9、別表第14の8及び別表第15の9</p> <p>九〇十一（略）</p>

○障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等に基づき厚生労働大臣が定める地域（平成二十一年厚生労働省告示第七十六号）新旧対照表（第四十四）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基^二づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等に基づき厚生労働大臣が定める地域</p>	<p>障害者自立支援法に基^二づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等に基づき厚生労働大臣が定める地域</p>
<p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基^二づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準別表介護給付費等単位数表第1の1の居宅介護サービス費の注13、第2の1の重度訪問介護サービス費の注10、第3の1の同行援護サービス費の注8及び第4の1の行動援護サービス費の注7、厚生労働大臣が定めるところにより算定した単位数等一の注、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基^二づく指定地域相談支援に要する費用の額の算定に関する基準別表地域相談支援給付費単位数表第1の1の地域移行支援サービス費の注3及び第2の地域定着支援サービス費の注4並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基^二づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準別表計画相談支援給付費単位数表1の計画相談支援費の注9に規定する厚生労働大臣が定める地域は、次の各号のいずれかに該当する地域とする。</p> <p>一〇十（略）</p>	<p>障害者自立支援法に基^二づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準別表介護給付費等単位数表第1の1の居宅介護サービス費の注13、第2の1の重度訪問介護サービス費の注10、第3の1の同行援護サービス費の注8及び第4の1の行動援護サービス費の注7、厚生労働大臣が定めるところにより算定した単位数等一の注、障害者自立支援法に基^二づく指定地域相談支援に要する費用の額の算定に関する基準別表地域相談支援給付費単位数表第1の1の地域移行支援サービス費の注3及び第2の地域定着支援サービス費の注4並びに障害者自立支援法に基^二づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準別表計画相談支援給付費単位数表1の計画相談支援費の注9に規定する厚生労働大臣が定める地域は、次の各号のいずれかに該当する地域とする。</p> <p>一〇十（略）</p>

○障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準に基づき厚生労働大臣が定める療養食（平成二十一年厚生労働省告示第百七十七号）新旧対照表（第四十五）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に 基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する 費用の額の算定に関する基準別表介護給付費等単位数表第10の13の療 養食加算の注の厚生労働大臣が定める療養食は、疾病治療の直接手段 として、医師の発行する食事せんに基づき提供された適切な栄養量及 び内容を有する糖尿病食、腎臓病食、肝臓病食、胃潰瘍食、貧血食、 臍すい臓病食、脂質異常症食、痛風食及び特別な場合の検査食とする 。</p>	<p>障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障 害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準別表介護給付費 等単位数表第10の13の療養食加算の注の厚生労働大臣が定める療養食 は、疾病治療の直接手段として、医師の発行する食事せんに基づき提 供された適切な栄養量及び内容を有する糖尿病食、腎臓病食、肝臓病 食、胃潰瘍食、貧血食、臍すい臓病食、脂質異常症食、痛風食及び特 別な場合の検査食とする。</p>

○障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準に基づき厚生労働大臣が定める研修（平成二十一年厚生労働省告示第七十八号）新旧対照表（第四十六）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 <u>に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準</u>に基づき厚生労働大臣が定める研修</p> <p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（昭和三十五年法律第二百二十三号）第十九条第一項第三号に掲げる地域障害者職業センターにおいて障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律<u>に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準</u>（平成十八年厚生労働省令第七十一号）第七十五条第一項第二号の規定により置くべき就労支援員が就労支援を行うに当たって必要な基礎的知識及び技能を習得させるものとして行う研修</p> <p>二・三（略）</p>	<p>障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号）別表介護給付費等単位数表第13の12の就労支援関係研修修了加算の注の厚生労働大臣が定める研修は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>一 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第二百二十三号）第十九条第一項第三号に掲げる地域障害者職業センターにおいて障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第七十一号）第七十五条第一項第二号の規定により置くべき就労支援員が就労支援を行うに当たって必要な基礎的知識及び技能を習得させるものとして行う研修</p> <p>二・三（略）</p>

○障害者自立支援法施行令第十七条第二号に規定する厚生労働大臣が定める者（平成二十二年厚生労働省告示第七十七号）新旧対照表（第四十七）
 （傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 施行令第十七条第二号に規定する厚生労働大臣が定める者</p> <p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行 令（平成十八年政令第十号）第十七条第二号に規定する厚生労働大臣 が定める者は、次の各号に掲げる者とする。</p> <p>一 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に 基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関す る基準（平成十八年厚生労働省令第七十一号）第六十六条第一 項第一号ロに規定する指定宿泊型自立訓練の利用者</p> <p>二 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に 基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要 する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第五 百二十三号）別表介護給付費等单位数表第12の8又は第13の8の精 神障害者退院支援施設加算を算定される者</p>	<p>障害者自立支援法施行令第十七条第二号に規定する厚生労働大 臣が定める者</p> <p>障害者自立支援法施行令（平成十八年政令第十号）第十七条第二号 に規定する厚生労働大臣が定める者は、次の各号に掲げる者とする。</p> <p>一 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員 、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第七十一 号）第六十六条第一項第一号ロに規定する指定宿泊型自立訓練の 利用者</p> <p>二 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当 障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八 年厚生労働省告示第五百二十三号）別表介護給付費等单位数表第12 の8又は第13の8の精神障害者退院支援施設加算を算定される者</p>

○東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する告示（平成二十三年厚生労働省告示第百五十四号）新旧対照表（第四十八）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（法第八十八条第一項の厚生労働大臣が定める費用の額）</p> <p>第二条 法第八十八条第一項の厚生労働大臣が定める費用の額は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第二十一条の三第一項の規定に基づき食費等の基準費用額として厚生労働大臣が定める費用の額（平成十八年厚生労働省告示第五百三十一号）に規定する額（その額が現に食事の提供及び居住に要した費用の額を超えるときは、当該現に食事の提供及び居住に要した費用の額）とする。</p>	<p>（法第八十八条第一項の厚生労働大臣が定める費用の額）</p> <p>第二条 法第八十八条第一項の厚生労働大臣が定める費用の額は、障害者自立支援法施行令第二十一条の三第一項の規定に基づき食費等の基準費用額として厚生労働大臣が定める費用の額（平成十八年厚生労働省告示第五百三十一号）に規定する額（その額が現に食事の提供及び居住に要した費用の額を超えるときは、当該現に食事の提供及び居住に要した費用の額）とする。</p>

○精神保健福祉士法施行規則第二条第十五号の規定に基づき厚生労働大臣が定める施設（平成二十三年厚生労働省告示第二百七十七号）新旧対照表（第四十九）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
精神保健福祉士法施行規則第二条第十四号の規定に基づき厚生労働大臣が定める施設	精神保健福祉士法施行規則第二条第十五号の規定に基づき厚生労働大臣が定める施設

○障害者自立支援法施行令第二十一条第一項第二号の規定に基づき共同生活住居費の基準費用額として厚生労働大臣が定める費用の額（平成二十三年厚生労働省告示第三百五十四号）新旧対照表（第五十）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 施行令第二十一条第一項第二号の規定に基づき共同生活住居費 の基準費用額として厚生労働大臣が定める費用の額</p>	<p>障害者自立支援法施行令第二十一条第一項第二号の規定に基づ き共同生活住居費の基準費用額として厚生労働大臣が定める費 用の額</p>
<p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行 令（平成十八年政令第十号）第二十一条第一項第二号に規定する共同 生活住居費の基準費用額は、一万円とする。</p>	<p>障害者自立支援法施行令（平成十八年政令第十号）第二十一条第一 項第二号に規定する共同生活住居費の基準費用額は、一万円とする。</p>

○障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準第三十八条の二の規定に基づき厚生労働大臣が定める給付金（平成二十三年厚生労働省告示第三百七十八号）新旧対照表（第五十一）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に<u>基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準</u>（平成十八年厚生労働省令第七十二号）第三十八条の二の規定に基づき厚生労働大臣が定める給付金は、児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）の規定による児童手当及び平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成二十三年法律第七号）の規定による子ども手当とする。</p>	<p>障害者自立支援法に<u>基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準</u>（平成十八年厚生労働省令第七十二号）第三十八条の二の規定に基づき厚生労働大臣が定める給付金は、児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）の規定による児童手当及び平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成二十三年法律第七号）の規定による子ども手当とする。</p>

○障害者自立支援法に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準第三十三条の二の規定に基づき厚生労働大臣が定める給付金（平成二十三年厚生労働省告示第三百七十九号）新旧対照表（第五十二）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準第三十三 条の二の規定に基づき厚生労働大臣が定める給付金</p>	<p>障害者自立支援法に基づく障害者支援施設の設備及び運営に關 する基準第三十三条の二の規定に基づき厚生労働大臣が定める 給付金</p>
<p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基 づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労 働省令第七十七号）第三十三条の二の規定に基づき厚生労働大臣が 定める給付金は、児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）の規定 による児童手当及び平成二十三年度における子ども手当の支給等に関 する特別措置法（平成二十三年法律第七号）の規定による子ども手 当とする。</p>	<p>障害者自立支援法に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する 基準（平成十八年厚生労働省令第七十七号）第三十三条の二の規定 に基づき厚生労働大臣が定める給付金は、児童手当法（昭和四十六年 法律第七十三号）の規定による児童手当及び平成二十三年度における 子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成二十三年法律第七号 ）の規定による子ども手当とする。</p>

○児童福祉法に基づく指定入所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成二十四年厚生労働省告示第百二十三号）新旧対照表（第五十三）
 （傍線部分は改正部分）

処 置 案	異 行
<p>別表</p> <p>第1 福祉型障害児入所施設</p> <p>1 (略)</p> <p>2 入院・外泊時加算（1日につき）</p> <p>イ・ロ (略)</p> <p>注1 イについては、障害児が病院若しくは診療所への入院を要した場合又は障害児に対して外泊（<u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律</u>に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第523号）別表介護給付費等単位数表（以下「介護給付費等単位数表」という。）第9の1の注1に規定する指定共同生活介護（以下「指定共同生活介護」という。）及び介護給付費等単位数表第16の1の注1に規定する指定共同生活援助（以下「指定共同生活援助」という。）における体験的な利用に伴う外泊を含む。以下この2において同じ。）を認めた場合に、入院し、又は外泊した翌日から起算して8日を限度として所定単位数に代えて、入所定員に及び、それぞれ(1)から(3)までに掲げる単位数（地方公共団体が設置する指定福祉型障害児入所施設の場合にあつては、(1)から(3)までに掲げる単位数の1000分の965に相当する単位数）を算定する。ただし、入院又は外泊の初日及び最終日は、算定しない。</p>	<p>別表</p> <p>第1 福祉型障害児入所施設</p> <p>1 (略)</p> <p>2 入院・外泊時加算（1日につき）</p> <p>イ・ロ (略)</p> <p>注1 イについては、障害児が病院若しくは診療所への入院を要した場合又は障害児に対して外泊（<u>障害者自立支援法</u>に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第523号）別表介護給付費等単位数表（以下「介護給付費等単位数表」という。）第9の1の注1に規定する指定共同生活介護（以下「指定共同生活介護」という。）及び介護給付費等単位数表第16の1の注1に規定する指定共同生活援助（以下「指定共同生活援助」という。）における体験的な利用に伴う外泊を含む。以下この2において同じ。）を認めた場合に、入院し、又は外泊した翌日から起算して8日を限度として所定単位数に代えて、入所定員に及び、それぞれ(1)から(3)までに掲げる単位数（地方公共団体が設置する指定福祉型障害児入所施設の場合にあつては、(1)から(3)までに掲げる単位数の1000分の965に相当する単位数）を算定する。ただし、入院又は外泊の初日及び最終日は、算定しない。</p>

<p>2 (略)</p> <p>3～9 (略)</p> <p>10 福祉・介護職員処遇改善加算</p>	<p>2 (略)</p> <p>3～9 (略)</p> <p>10 福祉・介護職員処遇改善加算</p>
<p>注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定福祉型障害児入所施設（国）<u>「独立行政法人国立病院機構又は独立行政法人国立精神・神経医療研究センター」</u>が行う場合を除く。11において同じ。）が「障害児に対し指定入所支援を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあつては、次に掲げるその他の加算は算定しない。</p> <p>イ～ハ (略)</p> <p>11 (略)</p> <p>第2 (略)</p>	<p>注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定福祉型障害児入所施設（国）が行う場合を除く。11において同じ。）が「障害児に対し指定入所支援を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあつては、次に掲げるその他の加算は算定しない。</p> <p>イ～ハ (略)</p> <p>11 (略)</p> <p>第2 (略)</p>

○障害者自立支援法に基づく指定地域相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成二十四年厚生労働省告示第百二十四号）新旧対照表（第五十四）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 に基づく指定地域相談支援に要する費用の額の算定に関する基 準</p> <p>一 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号。以下「法」という。）第五十一条の十四第三項の規定に基づき、指定地域相談支援（同条第一項に規定する指定地域相談支援をいう。以下同じ。）に要する費用の額は、別表地域相談支援給付費単位数表により算定する単位数に別に厚生労働大臣が定める一単位の単価を乗じて算定するものとする。</p> <p>二（略）</p> <p>別表 地域相談支援給付費単位数表</p> <p>第1 地域移行支援</p> <p>1 地域移行支援サービス費 2,300単位</p> <p>注1 地域移行支援サービス費は、指定地域移行支援事業者（<u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準</u>（平成24年厚生労働省令第27号。以下「指定基準」という。）第2条第3項に規定する指定地域移行支援事業者をいう。以下同じ。）が、地域相談支援給付決定障害者（法第5条</p>	<p>障害者自立支援法に基づく指定地域相談支援に要する費用の額 の算定に関する基準</p> <p>一 障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号。以下「法」という。）第五十一条の十四第三項の規定に基づき、指定地域相談支援（同条第一項に規定する指定地域相談支援をいう。以下同じ。）に要する費用の額は、別表地域相談支援給付費単位数表により算定する単位数に別に厚生労働大臣が定める一単位の単価を乗じて算定するものとする。</p> <p>二（略）</p> <p>別表 地域相談支援給付費単位数表</p> <p>第1 地域移行支援</p> <p>1 地域移行支援サービス費 2,300単位</p> <p>注1 地域移行支援サービス費は、指定地域移行支援事業者（<u>障害者自立支援法に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準</u>（平成24年厚生労働省令第27号。以下「指定基準」という。）第2条第3項に規定する指定地域移行支援事業者をいう。以下同じ。）が、地域相談支援給付決定障害者（法第5条第22項に規定する地域相談支援給付決定障害</p>

<p>第22項に規定する地域相談支援給付決定障害者をいう。以下同じ。) に対して指定地域移行支援 (指定基準第1条第9号に規定する指定地域移行支援をいう。以下同じ。) を行った場合に、1月につき所定単位数を算定する。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>2～5 (略)</p>	<p>者をいう。以下同じ。) に対して指定地域移行支援 (指定基準第1条第9号に規定する指定地域移行支援をいう。以下同じ。) を行った場合に、1月につき所定単位数を算定する。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>2～5 (略)</p>
--	---

○障害者自立支援法に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成二十四年厚生労働省告示第百二十五号）新旧対照表（第十五）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準</p> <p>一 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号。以下「法」という。）第五十一条の十七第二項の規定に基づき、指定計画相談支援（同項に規定する指定計画相談支援をいう。以下同じ。）に要する費用の額は、別表計画相談支援給付費単位数表により算定する単位数に別に厚生労働大臣が定める一単位の単価を乗じて算定するものとする。</p> <p>二（略）</p> <p>別表 計画相談支援給付費単位数表</p> <p>1 計画相談支援費 イ・ロ（略） 注1・2（略）</p> <p>3 指定特定相談支援事業者が、<u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律</u>に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第28号。以下「指定基準」という。）第15条第2項第6号（同条第3項第3号において準用する場合を含む。）、第8号</p>	<p>障害者自立支援法に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準</p> <p>一 障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号。以下「法」という。）第五十一条の十七第二項の規定に基づき、指定計画相談支援（同項に規定する指定計画相談支援をいう。以下同じ。）に要する費用の額は、別表計画相談支援給付費単位数表により算定する単位数に別に厚生労働大臣が定める一単位の単価を乗じて算定するものとする。</p> <p>二（略）</p> <p>別表 計画相談支援給付費単位数表</p> <p>1 計画相談支援費 イ・ロ（略） 注1・2（略）</p> <p>3 指定特定相談支援事業者が、<u>障害者自立支援法</u>に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第28号。以下「指定基準」という。）第15条第2項第6号（同条第3項第3号において準用する場合を含む。）、第8号、第9号若しくは第10号から第12号まで（同</p>

<p>、第9号若しくは第10号から第12号まで（同条第3項第3号において準用する場合を含む。）又は同条第3項第2号に定める基準を満たさないで指定計画相談支援を行った場合には、所定単位数を算定しない。</p> <p>4～9 （略）</p> <p>2 （略）</p>	<p>条第3項第3号において準用する場合を含む。）又は同条第3項第2号に定める基準を満たさないで指定計画相談支援を行った場合には、所定単位数を算定しない。</p> <p>4～9 （略）</p> <p>2 （略）</p>
---	---

○障害者自立支援法第七十六条の二第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準（平成二十四年厚生労働省告示第二百二十四号）新旧対照表（第五十六）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 第七十六条の二第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準</p> <p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第七十六条の二第二項に規定する厚生労働大臣が定める基準は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める基準とする。</p> <p>一 障害福祉サービス 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号）</p> <p>二・三 （略）</p>	<p>障害者自立支援法第七十六条の二第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準</p> <p>障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第七十六条の二第一項に規定する厚生労働大臣が定める基準は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める基準とする。</p> <p>一 障害福祉サービス 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号）</p> <p>二・三 （略）</p>

○指定障害児相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの（平成二十四年厚生労働省告示第二百二十五号） 新旧対照表（第五十七）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第二十九号）第三条の規定に基づき、指定障害児相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるものは、次の各号に掲げる要件を満たす者とする。</p> <p>一 イの期間が通算して三年以上である者、ロ、ハ、ホ及びへへの期間が通算して五年以上である者、ニの期間が通算して十年以上である者又はロからへまでの期間が通算して三年以上かつトの期間が通算して五年以上である者（以下「実務経験者」という。）のいずれかに該当すること。</p> <p>イ 平成十八年十月一日において(一)又は(二)に掲げる者であったものが、同年九月三十日までの間に、(一)又は(二)に掲げる者として身体上若しくは精神上的の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の日常生活の自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の支援を行う業務（以下「相談支援の業務」という。）その他これに準ずる業務に従事した期間</p> <p>(一) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）附則第二十六条の規定による改正前の児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第六條の二第一項に規定する障害児相談支援事業（以下「障害児相談支援事業」という。）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律附則第三十五条の規定による改正前の身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第四条の二第一項に規定する身体障害者相談支援事業（以下「身体</p>	<p>児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第二十九号）第三条の規定に基づき、指定障害児相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるものは、次の各号に掲げる要件を満たす者とする。</p> <p>一 イの期間が通算して三年以上である者、ロ、ハ、ホ及びへへの期間が通算して五年以上である者、ニの期間が通算して十年以上である者又はロからへまでの期間が通算して三年以上かつトの期間が通算して五年以上である者（以下「実務経験者」という。）のいずれかに該当すること。</p> <p>イ 平成十八年十月一日において(一)又は(二)に掲げる者であったものが、同年九月三十日までの間に、(一)又は(二)に掲げる者として身体上若しくは精神上的の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の日常生活の自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の支援を行う業務（以下「相談支援の業務」という。）その他これに準ずる業務に従事した期間</p> <p>(一) 障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）附則第二十六条の規定による改正前の児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第六條の二第一項に規定する障害児相談支援事業（以下「障害児相談支援事業」という。）、障害者自立支援法附則第三十五条の規定による改正前の身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第四条の二第一項に規定する身体障害者相談支援事業（以下「身体障害者相談支援事業」という。）、障害者自立支援法附則第五十二条の規定による改正前</p>

障害者相談支援事業」という。）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律附則第五十二条の規定による改正前の知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第四条に規定する知的障害者相談支援事業（以下「知的障害者相談支援事業」という。）の従事者

- (二) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律附則第四十六条の規定による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）第五十条の二第六項に規定する精神障害者地域生活支援センター（以下「精神障害者地域生活支援センター」という。）の従業者
- ロ (一)から(四)までに掲げる者が、相談支援の業務その他これに準ずる業務に従事した期間
- (一)・(二) (略)

- (三) 障害児入所施設、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五十二条に規定する障害者支援施設（以下「障害者支援施設」という。）、老人福祉法（昭和三十八年法律第二百二十三号）第五条の三に規定する老人福祉施設（以下「老人福祉施設」という。）、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第六条第一項に規定する精神保健福祉センター、生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第三十八条第二項に規定する救護施設及び同条第三項に規定する更生施設、介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第八条第二十七項に規定する介護老人保健施設（以下「介護老人保健施設」という。）
- (四) その他これらに準ずる施設の従業者又はこれに準ずる者

- ハ (一)から(三)までに掲げる者であつて、社会福祉法第十九条第一項各号のいずれかに該当するもの、相談支援の業務に関する基礎的

の知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第四条に規定する知的障害者相談支援事業（以下「知的障害者相談支援事業」という。）の従事者

- (二) 障害者自立支援法附則第四十六条の規定による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）第五十条の二第六項に規定する精神障害者地域生活支援センター（以下「精神障害者地域生活支援センター」という。）の従業者
- ロ (一)から(四)までに掲げる者が、相談支援の業務その他これに準ずる業務に従事した期間
- (一)・(二) (略)

- (三) 障害児入所施設、障害者自立支援法第五十二条に規定する障害者支援施設（以下「障害者支援施設」という。）、老人福祉法（昭和三十八年法律第二百二十三号）第五条の三に規定する老人福祉施設（以下「老人福祉施設」という。）、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第六条第一項に規定する精神保健福祉センター、生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第三十八条第二項に規定する救護施設及び同条第三項に規定する更生施設、介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第八条第二十七項に規定する介護老人保健施設（以下「介護老人保健施設」という。）
- (四) その他これらに準ずる施設の従業者又はこれに準ずる者

- ハ (一)から(三)までに掲げる者であつて、社会福祉法第十九条第一項各号のいずれかに該当するもの、相談支援の業務に関する基礎的

な研修を修了する等により相談支援の業務を行うために必要な知識及び技術を修得したと認められるもの、保育士、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和二十三年厚生省令第六十三号）第四十三条各号のいずれかに該当するもの又は障害者自立支援法の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（平成十八年厚生労働省令第六十九号）による廃止前の精神障害者社会復帰施設の設備及び運営に関する基準（平成十二年厚生省令第八十七号）第十七条第二項各号のいずれかに該当するもの（以下「社会福祉主事任用資格者等」という。）が、身体上又は精神上的の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者につき、入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行う業務（以下「介護等の業務」という。）に従事した期間

(一) (略)

(二) 障害児通所支援事業、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第一項に規定する障害福祉サービス事業、老人福祉法第五条の二第二項に規定する老人居宅介護等事業その他これらに準ずる事業の従事者又はこれに準ずる者

(三) (略)

二 次 (略)

二 次 イから二までのいずれかに該当する者であつて、イから二までに規定する研修を修了した日の属する年度の翌年度を初年度とする同年度以降の五年度ごとの各年度の末日までに、相談支援従事者現任研修（相談支援の業務に従事している者の資質向上を目的として行う研修であつて、別表第一に定める以上のもの又は指定相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるものを廃止する件

な研修を修了する等により相談支援の業務を行うために必要な知識及び技術を修得したと認められるもの、保育士、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和二十三年厚生省令第六十三号）第四十三条各号のいずれかに該当するもの又は障害者自立支援法の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（平成十八年厚生労働省令第六十九号）による廃止前の精神障害者社会復帰施設の設備及び運営に関する基準（平成十二年厚生省令第八十七号）第十七条第二項各号のいずれかに該当するもの（以下「社会福祉主事任用資格者等」という。）が、身体上又は精神上的の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者につき、入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行う業務（以下「介護等の業務」という。）に従事した期間

(一) (略)

(二) 障害児通所支援事業、障害者自立支援法第五条第一項に規定する障害福祉サービス事業、老人福祉法第五条の二第二項に規定する老人居宅介護等事業その他これらに準ずる事業の従事者又はこれに準ずる者

(三) (略)

二 次 (略)

二 次 イから二までのいずれかに該当する者であつて、イから二までに規定する研修を修了した日の属する年度の翌年度を初年度とする同年度以降の五年度ごとの各年度の末日までに、相談支援従事者現任研修（相談支援の業務に従事している者の資質向上を目的として行う研修であつて、別表第一に定める以上のもの又は指定相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるものを廃止する件

(平成二十四年厚生労働省告示第二百十二号)による廃止前の指定相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの(平成十八年厚生労働省告示第五百四十九号。以下「旧告示」という。)の別表第一に定める以上のものをいう。以下同じ。)を修了し、当該研修を修了した旨の証明書の交付を受けたものであること。ただし、イからニまでに規定する研修を修了した日から五年を経過する日の属する年度の末日までの間は、相談支援従事者現任研修を修了することを要しない。

イ 相談支援従事者初任者研修(都道府県知事又は都道府県知事が指定する事業者が障害者等(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第二条第一項第一号に規定する障害者等をいう。以下同じ。)の意向を踏まえ、必要な保健、医療、福祉、就労支援、教育等のサービスを総合的かつ適切に利用するための援助に関する知識及び技術を習得させることを目的として行う研修であつて、別表第二に定めるもの以上をいう。)を修了し、当該研修を修了した旨の証明書の交付を受けた者

ロ 旧相談支援従事者初任者研修(都道府県知事又は都道府県知事が指定する事業者が障害者等の意向を踏まえ、必要な保健、医療、福祉、就労支援、教育等のサービスを総合的かつ適切に利用するための援助に関する知識及び技術を習得させることを目的として行う研修であつて、旧告示の別表第二に定める以上のものをいう。)を修了し、当該研修を修了した旨の証明書の交付を受けた者

ハ (略)
ニ (略)

別表第一

(平成二十四年厚生労働省告示第二百十二号)による廃止前の指定相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの(平成十八年厚生労働省告示第五百四十九号。以下「旧告示」という。)の別表第一に定める以上のものをいう。以下同じ。)を修了し、当該研修を修了した旨の証明書の交付を受けたものであること。ただし、イからニまでに規定する研修を修了した日から五年を経過する日の属する年度の末日までの間は、相談支援従事者現任研修を修了することを要しない。

イ 相談支援従事者初任者研修(都道府県知事又は都道府県知事が指定する事業者が障害者等(障害者自立支援法第二条第一項第一号に規定する障害者等をいう。以下同じ。)の意向を踏まえ、必要な保健、医療、福祉、就労支援、教育等のサービスを総合的かつ適切に利用するための援助に関する知識及び技術を習得させることを目的として行う研修であつて、別表第二に定めるもの以上をいう。)を修了し、当該研修を修了した旨の証明書の交付を受けた者

ロ 旧相談支援従事者初任者研修(都道府県知事又は都道府県知事が指定する事業者が障害者等の意向を踏まえ、必要な保健、医療、福祉、就労支援、教育等のサービスを総合的かつ適切に利用するための援助に関する知識及び技術を習得させることを目的として行う研修であつて、旧告示の別表第二に定める以上のものをいう。)を修了し、当該研修を修了した旨の証明書の交付を受けた者

ハ (略)
ニ (略)

別表第一

(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	協議会に関する講義	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

別表第二

(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の概要並びに相談支援事業従事者の役割に関する講義	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	自立支援協議会に関する講義	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

別表第二

(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	障害者自立支援法及び児童福祉法の概要並びに相談支援事業従事者の役割に関する講義	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

○指定地域相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの（平成二十四年厚生労働省告示第二百二十六号）新旧対照表（第五十八）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第二十七号）第三条第二項の規定に基づき、指定地域相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるものは、次の各号に掲げる要件を満たす者とする。</p> <p>一 イの期間が通算して三年以上である者、ロ、ハ、ホ及びヘの期間が通算して五年以上である者、ニの期間が通算して十年以上である者又はロからへまでの期間が通算して三年以上かつトの期間が通算して五年以上である者（以下「実務経験者」という。）のいずれかに該当するものであること。</p> <p>イ 平成十八年十月一日において(一)又は(二)に掲げる者であったものが、同年九月三十日までの間に、(一)又は(二)に掲げる者として生活上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の日常生活の自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の支援を行う業務（以下「相談支援の業務」という。）その他これに準ずる業務に従事した期間</p> <p>(一) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号。以下「法」という。）附則第二十六条の規定による改正前の児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第六条の二第一項に規定する障害児相談支援事業（以下「障害児相談支援事業」という。）、法附則第三十五条の規定による改正前の身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第四条の二第一項に規定する身体障害者相</p>	<p>障害者自立支援法に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第二十七号）第三条第二項の規定に基づき、指定地域相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるものは、次の各号に掲げる要件を満たす者とする。</p> <p>一 イの期間が通算して三年以上である者、ロ、ハ、ホ及びヘの期間が通算して五年以上である者、ニの期間が通算して十年以上である者又はロからへまでの期間が通算して三年以上かつトの期間が通算して五年以上である者（以下「実務経験者」という。）のいずれかに該当するものであること。</p> <p>イ 平成十八年十月一日において(一)又は(二)に掲げる者であったものが、同年九月三十日までの間に、(一)又は(二)に掲げる者として生活上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の日常生活の自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の支援を行う業務（以下「相談支援の業務」という。）その他これに準ずる業務に従事した期間</p> <p>(一) 障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号。以下「法」という。）附則第二十六条の規定による改正前の児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第六条の二第一項に規定する障害児相談支援事業（以下「障害児相談支援事業」という。）、法附則第三十五条の規定による改正前の身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第四条の二第一項に規定する身体障害者相談支援事業（以下「身体障害者相談支援事業</p>



○指定計画相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの（平成二十四年厚生労働省告示第二百二十七号）新旧対照表（第五十九）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基 づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成二十 四年厚生労働省令第二十七号）第三条第二項の規定に基づき、指定地 域相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるものは、次 の各号に掲げる要件を満たす者とする。</p> <p>一 イの期間が通算して三年以上である者、ロ、ハ、ホ及びへへの期間 が通算して五年以上である者、ニの期間が通算して十年以上である 者又はロからへまでの期間が通算して三年以上かつトの期間が通算 して五年以上である者（以下「実務経験者」という。）のいずれか に該当するものであること。</p> <p>イ 平成十八年十月一日において(一)又は(二)に掲げる者であったもの が、同年九月三十日までの間に、(一)又は(二)に掲げる者として身体 上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常 生活を営むのに支障がある者の日常生活の自立に関する相談に応 じ、助言、指導その他の支援を行う業務（以下「相談支援の業務 」という。）その他これに準ずる業務に従事した期間</p> <p>(一) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法 律（平成十七年法律第二百二十三号。以下「法」という。）附則 第二十六条の規定による改正前の児童福祉法（昭和二十二年法 律第六十四号）第六条の二第一項に規定する障害児相談支援 事業（以下「障害児相談支援事業」という。）、法附則第三十 五条の規定による改正前の身体障害者福祉法（昭和二十四年法 律第二百八十三号）第四条の二第一項に規定する身体障害者相</p>	<p>障害者自立支援法に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営 に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第二十八号）第三条の規定 に基づき、指定計画相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が 定めるものは、次の各号に掲げる要件を満たす者とする。</p> <p>一 イの期間が通算して三年以上である者、ロ、ハ、ホ及びへへの期間 が通算して五年以上である者、ニの期間が通算して十年以上である 者又はロからへまでの期間が通算して三年以上かつトの期間が通算 して五年以上である者（以下「実務経験者」という。）のいずれか に該当するものであること。</p> <p>イ 平成十八年十月一日において(一)又は(二)に掲げる者であったもの が、同年九月三十日までの間に、(一)又は(二)に掲げる者として身体 上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常 生活を営むのに支障がある者の日常生活の自立に関する相談に応 じ、助言、指導その他の支援を行う業務（以下「相談支援の業務 」という。）その他これに準ずる業務に従事した期間</p> <p>(一) 障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号。以下「法 」という。）附則第二十六条の規定による改正前の児童福祉法 （昭和二十二年法律第六十四号）第六条の二第一項に規定す る障害児相談支援事業（以下「障害児相談支援事業」という。 ）、法附則第三十五条の規定による改正前の身体障害者福祉法 （昭和二十四年法律第二百八十三号）第四条の二第一項に規定 する身体障害者相談支援事業（以下「身体障害者相談支援事業</p>



改 正 案	現 行
<p>一 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号）別表介護給付費等単位数表（以下「介護給付費等単位数表」という。）第6の12の注1の厚生労働大臣が定める送迎</p> <p>次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>(1) 指定生活介護事業所（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第七十一号。以下「指定障害福祉サービス基準」という。）第七十八条第一項に規定する指定生活介護事業所をいう。以下同じ。）又は指定障害者支援施設（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第二十九条第一項に規定する指定障害者支援施設をいう。以下同じ。）が、当該指定生活介護事業所又は指定障害者支援施設において行われる指定生活介護（指定障害福祉サービス基準第七十七条に規定する指定生活介護をいう。）又は指定障害者支援施設が行う生活介護に係る障害福祉サービスの利用につき、利用者の送迎を行った場合であること。</p> <p>(2) (略)</p> <p>二・三 (略)</p>	<p>一 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号）別表介護給付費等単位数表（以下「介護給付費等単位数表」という。）第6の12の注1の厚生労働大臣が定める送迎</p> <p>次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>(1) 指定生活介護事業所（障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第七十一号。以下「指定障害福祉サービス基準」という。）第七十八条第一項に規定する指定生活介護事業所をいう。以下同じ。）又は指定障害者支援施設（障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第二十九条第一項に規定する指定障害者支援施設をいう。以下同じ。）が、当該指定生活介護事業所又は指定障害者支援施設において行われる指定生活介護（指定障害福祉サービス基準第七十七条に規定する指定生活介護をいう。）又は指定障害者支援施設が行う生活介護に係る障害福祉サービスの利用につき、利用者の送迎を行った場合であること。</p> <p>(2) (略)</p> <p>二・三 (略)</p>

改 正 案	現 行
<p>一（略）</p> <p>二 通所給付費等単位数表第1の1の児童発達支援給付費の注2の厚生労働大臣が定める施設基準</p> <p>イ（略）</p> <p>ロ 通所給付費等単位数表第1の1の二を算定すべき基準該当児童発達支援事業所（通所給付費等単位数表第1の1の注2に規定する基準該当児童発達支援事業所をいう。以下同じ。）の施設基準次の(1)から(3)までに掲げる基準のいずれかに適合すること。</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) 次の(一)及び(二)に掲げる基準を満たしている指定生活介護事業所（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第百七十一号。以下「指定障害福祉サービス基準」という。）第七十八条第一項に規定する指定生活介護事業所をいう。以下同じ。）が地域において児童発達支援が提供されていないこと等により児童発達支援を受けることが、困難な障害児に対して指定生活介護（指定障害福祉サービス基準第七十七条に規定する指定生活介護をいう。以下同じ。）を提供すること。</p> <p>(一)・(二)（略）</p> <p>(3)（略）</p> <p>ハ（略）</p> <p>三〇二十（略）</p>	<p>一（略）</p> <p>二 通所給付費等単位数表第1の1の児童発達支援給付費の注2の厚生労働大臣が定める施設基準</p> <p>イ（略）</p> <p>ロ 通所給付費等単位数表第1の1の二を算定すべき基準該当児童発達支援事業所（通所給付費等単位数表第1の1の注2に規定する基準該当児童発達支援事業所をいう。以下同じ。）の施設基準次の(1)から(3)までに掲げる基準のいずれかに適合すること。</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) 次の(一)及び(二)に掲げる基準を満たしている指定生活介護事業所（障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第百七十一号。以下「指定障害福祉サービス基準」という。）第七十八条第一項に規定する指定生活介護事業所をいう。以下同じ。）が地域において児童発達支援を受けることが、困難な障害児に対して指定生活介護（指定障害福祉サービス基準第七十七条に規定する指定生活介護をいう。以下同じ。）を提供すること。</p> <p>(一)・(二)（略）</p> <p>(3)（略）</p> <p>ハ（略）</p> <p>三〇二十（略）</p>

○看護師及び介護福祉士の入国及び一時的な滞在に関する日本国政府とベトナム社会主義共和国政府との間の交換公文に基づく看護及び介護分野におけるベトナム人看護師等の受入れの実施に関する指針（平成二十四年厚生労働省告示第五百七号）新旧対照表（第六十二）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>別表第一</p> <p>一〇四（略）</p> <p>五 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）に規定する障害者支援施設又は福祉ホーム</p> <p>別表第二</p> <p>一〇三（略）</p> <p>四 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する障害福祉サービス事業のうち短期入所、生活介護、自立訓練、就労移行支援若しくは就労継続支援若しくは同法第七十七條第一項第四号の事業に相当する事業を行う施設又は地域活動支援センター</p> <p>五（略）</p> <p>別表第三</p> <p>一〇七（略）</p> <p>八 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号）別表第6の3、別表第11の1の2、別表第12の1の2、別表第13の9、別表第14の8及び別表第15の9</p>	<p>別表第一</p> <p>一〇四（略）</p> <p>五 障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）に規定する障害者支援施設又は福祉ホーム</p> <p>別表第二</p> <p>一〇三（略）</p> <p>四 障害者自立支援法に規定する障害福祉サービス事業のうち短期入所、生活介護、自立訓練、就労移行支援若しくは就労継続支援若しくは同法第七十七條第一項第四号の事業に相当する事業を行う施設又は地域活動支援センター</p> <p>五（略）</p> <p>別表第三</p> <p>一〇七（略）</p> <p>八 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号）別表第6の3、別表第11の1の2、別表第12の1の2、別表第13の9、別表第14の8及び別表第15の9</p>

九
ノ
十一
(略)

九
ノ
十二
(略)